

反障害通信

24. 12. 3

162号

兵庫県知事選挙におけるファシズムの蠢動

かつて麻生副総理は「ナチの手法に学べ」という話をして物議を醸し出しました。ナチは情報操作に長け、しかも、突撃隊という暴力装置を使って反対派を威圧・萎縮させ、かつそれと法の抜け道をついて政権を獲得し、ファシズム体制を構築しました。その手法が、兵庫県知事選挙における斎藤前知事陣営の動き、それと別働隊的な動きの中にとらえられます。

そもそも何が問題になっていたのか？

そもそも兵庫県斎藤知事のパワハラや利益授受等々への内部告発が起きて、その内部告発を受理したのに、公益通報者保護法に違反して、通報者探しをして、パソコンを押収し、その中にあったと称する個人情報を知事の側近が個人情報保護法違反・守秘義務違反で、知事を支持している県議会議員や国会議員に流布し、さらにその面々が民間人にまで流布していきました。その結果内部告発者が自死しています。他にも自死者が出ているのに、彼らはそのことに何の痛みも感じない、反省もしない鉄面皮です。そして、県議会の中に百条委員と会が設置され調査が進み、県議会で不信任案が提出され、議決に至ります。それで失職した斎藤知事はなんと、再選を目指すと立候補したのです。そこで「自分には投票しないでください」として斎藤前知事を支持する動きとして立候補した立花孝志NHK党党首にパソコンの中にあったとする個人情報を流し、ひととして何をやってはいけないのか判らないことを繰り返してきた彼は、ポピュリストの極として、デマの拡散とまるで「ナチの突撃隊」のような行動を繰り返しているのです。物理的暴力ではなく、言葉の暴力ですが。

SNSを使ったデマの拡散と法を無視した情報操作選挙

選挙プランナーを請け負った会社の社長が、斎藤前知事とのツーショット写真や、自らの会社で斎藤前知事を交えての会議の写真を掲載し、しかも、どうやって選挙活動を進めたかを精細に記し、今後の参考にしてほしいなどとアップしています（後で、それが何をもちたらずかに気付いて消去していますが、後の祭りです）。まさに現在版「ナチの手法に学べ」の情報操作の手法です。一方で、「突撃隊」の手法は、明らかに連動して動いた立花孝志NHK党党首の動きの中にみることができます。彼はパワハラはなかったとデマを拡散し（百条委員会の委員長の「(最初の調査の頃、まだ) パワハラがあるという調査結果がない」という趣旨の発言の一部を切り取ったビデオを拡散しています。調査が進んで、パワハラを直接目撃した職員が140人でいて、更に伝聞等を含むと40%近いひとがパワハラ存在を指摘しています）、個人情報を暴露するなど、人間性が疑われる行為をしています。また、百条委員会委員長の事務所兼自宅へおしかけ、「出てこい」と言い、「これ以上を脅して自死されたら困るからな」と自ら脅しであることを露吐しています。それで家族を避

難させるという事態さえ生みだし、「事務所に行った、自宅と知らなかった」とか言っていますが、「行って自宅だと知った」という話をしていますから、それで止めないで、「選挙演説」とか称して、脅しをかけているから、これはどう見ても脅迫罪に当たる刑事事件です。さらに、他の百条委員会のメンバーにも脅しをかけ、家族がそれで精神的に追いつめられて、連れ合いが議員へ辞めるように働きかけ、議員を辞めるひとまで出ています。こんなことが「民主主義」と称する社会で許されるのでしょうか？ そんな選挙で、SNSで煽動されたひとたちが相手候補への虚偽の情報を流して落としこめるとか、SNSを停止させる策動などもしたところで、再選されました。

マスコミの萎縮と行政への翼賛性

そもそも関西で維新政治支配が隆起し進んで行っていました。維新系首長は、記者会見を質問がなくなるまでやっていた—情報公開をきちんとやっていると誇っていましたが、そもそも行政改革と称して、自分の部下の職員をスケープゴートの的に合理化と称して、敵対視して、市民・県民の支持をえようという政治を行っていました。命令に従わない者は処分するという規則さえ作っていった、それ自体がパワハラ的なことです。また、行政の監視という役割を担うマスコミに対して、とくにその役割を担うマスコミに対して攻撃をしかけ、マスコミ全体を支配していくという手法も採っていきました。また、選挙で勝ったら、次の選挙まで全権委任されるというような言説をふりまき、少数意見の尊重という民主主義の根本理念の破壊を公言していました。これはまさにファシズム的手法と言説と言わざるをえません。

斎藤知事は大阪で職員をやり、そこから維新の推薦で兵庫県知事になっていたひとです。そういう中で、パワハラ的性格を身に付けたのではないのでしょうか？ 彼は、維新の政治に習って、記者会見は質問がなくなるまで時間で切らない、としています。他の維新系首長とは違って、威圧的に対応するのではなく、鉄面皮でちゃんと応えないテープのような繰り返しの内容の答弁の終始していました。再選してもはやそれもしなくなっています。

ファシズムに飲み込まれる民衆や政治家たち

元明石市長は、自分の名前を立花孝志NHK党党首に利用されたのに、マスコミと同様に沈黙を守り、二つの陣営の間の迷う「民意」とかにわたしは依拠するとか分けの分からない話をしています。彼らのいう「民衆」は、ファシズムにきちんと対峙しえなかった、ドイツやイタリアや日本の民衆の民意のことです。

最近、「右でも左でもない」とか、「民意、民意」とかいうひと、ポピュリストが出てきているのですが、それはファシズムそのものか、それに飲み込まれていくひとです。ナチは「国家社会主義労働者党」と労働者の味方を名乗っていました。イタリアの「ファシスト党」の党首のムッソリーニはレーニンから期待をかけられていたイタリア社会党の活動家でした。日本のファシズムも「八紘一宇」とかアジアの大東亜共栄圏の平等社会を唱えていました。その中身は、植民支配という窮極の差別支配社会です。わたしたちはファシズム論をきちんと押さえ、何が起きているかをきちんととらえ返し、みずからの立場性をきちんと押さえ直して、行動していくことが今問われているのです。

ファシズムか「民主主義」か？

今公職選挙法違反とか、また、立花孝志NHK党党首への名誉毀損での告訴や、脅迫罪での被害届がなされ、デマを流された候補者のSNSが停止されたことでの業務妨害での告訴、百条委員会での調査の継続が進んでいます。兵庫知事選の今後のことを押さえて、またファシズム的隆起を批判し、色んな発信と行動をしていくことが必要になっています。これは、とりあえず、ファシズムか「民主主義」かの闘いになっているのです。

わたしは今、トランプやプーチンやネタニヤフのような差別主義ファシストが世界を動かしている現実に、憂慮せざるをえません。かねてから維新政治の中にファシズムの胎動をとらえ警鐘をならしてきたのですが、東京都知事選での小池都知事と石丸候補のポピュリズム、兵庫知事選でのデマの拡散と立花NHK党党首の「突撃隊」まがいの動き、それらのファシズム的動きを押さえ、きちんとファシズム論の深化と広がりをもって批判していくことが今必要になっています。(み)

(「反差別原論」への断章) (92) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 162 号」アップ(24/12/3)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年5月の末に1年余ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート] <http://www.taica.info/hiromatunote.html> に『物象化論の構図』をアップしました。
- ◆「反差別資料室C」で、「B.「反差別原論」断章」に掲載していた原稿の内、反原発・反核問題に関説している論考を重複させて、「E.反原発・反核」にも掲載しました。最初の () 内数字が、「E.反原発・反核」の通し番号、次の(8)以降の () 内数字が、「B.「反差別原論」断章」の通し番号です。ちなみに、最後の数字は、所収している「反障害通信」の号数です。

読書メモ

[廣松ノート (7)] の『存在と意味』の2回目です。この廣松さんが自他共に認める主著は、これまでの論攷から生まれていることがあり、本文の中で、過去の著作の参照を求めていることも多々、論理的には整理されていて、註などもなく (小さなポイントで註的なことを書いていますが)、それはそれとして読みやすくはなっているのですが、わたしもないのですが基礎学習がないと (なくてもそれは後日の学習課題として、読み飛ばす手法で読み込めるのですが)、兎に角、廣松さんの本に読みなれていないと、なかなか読み込めません。もし、付き合っ下さる方がおられれば、学習会や対話会などやっていきたいし、一定進んだ段階で、「読み方ノート」も書きたいとも念っています。とりあえず、流し読みしていただくか、少ししか応えられそうにはないのですが、わたしに直接問い合わせください。

・廣松渉『存在と意味1—事的世界観の定礎』岩波書店 1982 (2)

第一篇 現相的世界の四肢構造

第一章 現相的分節態の現前と所知の二要因

第一節 現相的所知の二肢性

(この節の問題設定—長い標題)「現相世界の分節態(=フェノメノン)は、単層的(「アインフアッハ」のルビ)な与件ではなく、その都度すでに射映的与件“より以上の或るもの” etwas Mehr として二肢的二重相で意識されてる。われわれはフェノメノンにおけるこれらの対象的=所知的な二つの契機を、「現相的所与」および「意味的所識」と呼ぶことにしたいのであるが、現相的分節態はその都度すでに「現相的所与」以上の「意味的所識」として二肢的二重性の構制において現前する。」 39P

第一段落——現相的所与ならびに意味的所識とはそれぞれ如何なるものであるのか、また所与と所識との二肢的二重性とはいかなる関係態であるのか、その呈示する作業の困難性 39-42P

(この項の問題設定)「右の提題はわれわれの議論にとって基礎的な重要性を有つものであるが、現相的所与ならびに意味的所識とはそれぞれ如何なるものであるのか、また所与と所識との二肢的二重性とはいかなる関係態であるのか、これを呈示する作業は到底容易ではない。その困難は、人々の既成的日常観念がすでに或る種の物象化的錯視に陥っていて事柄の真相の直視を妨げるという事情もさることながら、現相の二契機性を説く諸々の既成理論が罪障となってわれわれの指摘しようとする契機と構制が誤てる既成理論と類同化して受け取られてしまいがちな事情に因る。われわれとしては、しかし、ここで常識的既成観念に対する予備的批判や既成的諸理説に対する主題的な批判の詳細な展開から始める手法は迂遠に過ぎることかと虞(「おそ」のルビ)れる。ここでは、それゆえ、便法を採り、既成観念と一定の接点を設けつつ、速断的誤解を排却するという仕方ですまは消極的にわれわれの見地を隈取っておき、旁々後論のための論材をその過程で登録するように努め、しかるべき局面で正面からの積極的な論定に転ずることにしたいと念う。」 39-40P

(対話①)「惟えば、しかし、二肢的二重性の説明に先立ち一蹴しておくべき短慮の見があるかもしれない。それか所謂フェノメナリズム(phenomenalism 現象主義=現相主義)である。——フェノメナリズムの立場においては現相(「フェノメナ」のルビ)に幾つかの種類を認めるにしても、個々の現相は謂うなれば単層的な、単なる射映的知覚ないし射映的表象であるかのように思念している。われわれに言わせれば、尤も、フェノメナリスト達といえども事柄に迫られて現相を単なる射映的与件以上の或るものとして意識しているはずであるが、彼らの立場的思念においてはそれぞれのフェノメノンには原基的には単層的射映的与件とみなされ、謂う所のフェノメノンがすでに二肢的な構造性を呈することが看過されている。われわれの見地からは、現相は、フェノメナリスト達の思念する“フェノメノン”以上の或るものである、ということもできよう。」 40P

(小さなポイントの但し書き)「——尚、行論の便宜上、右では、知覚ないし表象上の“射映相”(Abschattung 直接的な“見え姿”)がそのまま“現相的所与”であるかのような書き方

をしたが、正しくは、分節化せる形象としての Abschattung はすでに「所与—所識」成態なのであって、現相的“射映”と現相的「所与」とは同値ではない。この間の事情については、ここでの便宜的な言い方が或る種の脈絡では許されることの追認と併せて、後論が次第に闡(あき)らかにしていく予定である。」40P

(対話②)「偕(「さて」のルビ)、「現相」が二肢的契機から成ることは少なからぬ哲学者、心理学者たちが夙に指摘しているところであるが、嚮(「さき」のルビ)に漏らした通り、二肢とその関係の把握に関してわれわれは既成の諸説と見解を異にする。ここでは、しかし、直ちに論判に立入るのではなく、先決問題として現相の二肢的構制が汎通的であることの指摘にまずは努めねばならぬまい。」40P

(対話③)「現相世界の分節が“安定的に”既成化している日常的場面にあつては、現相が射映的与件以上の或るものとして現前していることは多少とも反省みれば容易に認められよう。人々は、例えば、遠方に蟻のように小さく見えるものを人物として視、書棚に並んでいる“面”を背表紙として、いや、奥行きのある本として視る。いましがた聞こえた音を鶯の囀(「さえず」のルビ)りとして聴き、障子をよぎった影を燕として視る。知覚の射映的与件を単なる射映相で覚知するためには却って反省的努力を要するのであって、日常的な直接的意識においては、フェノメノンはその都度に単なる射映相“以上の或るもの” etwas Mehr、射映相“以外の或るもの” etwas Anderes として覚識される。」41P

(対話④)「ここにみられる二肢的關係性は、人々が記号に接したとき、それを単なるインクの斑痕(はんこん)とか単なる音とかとしてではなく、一定の意味的所識性において覚識するのと同趣の機制である。(因(「ちなみ」のルビ)みに言えば、これは単なる類比ではない。記号的与件がそれとは別の意味的所識において覚識されるのは、現相的与件が“それ以上の或るもの”“それ以外の或るもの”として意味的所知性において覚識されるという一般的構制の一特殊ケースなのであって、記号が記号として成立しうるのはフェノメノンの呈するこの一般的構制に俟つものにほかならない。尚、「として」という“能記—所記”的關係については姑(「しばらく」のルビ)く後論を待つて頂き度と念う。)——フェノメノンは、その都度つねに「現相的与件」と「意味的所識」との、謂うなれば“能記—所記”(significant-signifié 意味するもの—意味されるもの)的な二肢的二重成態なのである。」

41P

(対話⑤)「取り敢えず、知覚的世界の分節化が安定的に確立しているところでは、知覚的現相風景のパースペクティブな構図や“物体”の立体視という事実に即して、現相が単なる射映的与件以上の或る相で覚識される「能記—所記」的構制を、異論の惧れなく指摘することができる。けだし、パースペクティブ(遠近法的配景)は、単なる先細りの見えではなく、射映的には先細りの構図に見える与件が実際には(先細りではなく)しかじかであるとして射映相とは別の所識相で覚識されていることと相即し、また立体視は、射映的には面にしか見えない所与現相をそれ以上の立体相で覚識することにほかならない所以である。」

41-2P

(対話⑥)「人々は、この故に、配景視や立体視が既成化している場面については、二肢的二重性の構制を汎く認めるであろう。」42P・・・46Pで「補訂」

(小さなポイントの但し書き)「——因みに配景視や立体視は、禽(「とり」のルビ)や獣(「け

もの」のルビ)の知覚においてもすでに或る程度までは確立しているものと想われる。さなければ肉食性の禽獣が遠方に獲物を見つけて追跡し、それを巧みに捕食することは到底不可能であろう。この点では草食性の禽獣にあっても大同小異の筈である。ゲッツ(W.Götz)の有名な実験がこのことを示唆する。彼はヒヨコが与えられた穀粒のうち大きい方選んで啄(「ついでむ」のルビ)むように学習させておいて、大きい方の穀粒を遠方(七五センチ)、小さい方を近く(一五センチ)において、どちらを先に啄むか実験してみたところ、ヒヨコはやはり遠方の大きい穀粒の方を啄んだ。視覚的射映では遠方の大粒は小さく見える筈であるが、配景的(「パースペクティヴ」のルビ)縮小にもかかわらず、ヒヨコはそれを実は大きい粒として認知した次第なのである。」 42P

(対話⑦)「だが、配景視や立体視の既成的に確立している場面というのは、所詮は特殊的な象面にすぎないのではないかと。現相世界の原初的な体験相にあつては、射映相と所識相との二肢的二重性は存立しないのではないかと。これは大いにありうべき疑義であろう。そして現に、或る種の論者たちは、配景視や立体視はおろか、そもそも知覚的分節態の成立に先立って、発生的にも構造的にも、“要素的な感覚”がまずは単層的には直截に覚知される旨を主張する。われわれとしては、それゆえ、「現相的与件」が「意味的所識」として覚知されるという二肢的二重性の汎通性を論定するためには、最もブリミティヴと念われる場面にまで溯って討究する必要がある。」 42P

第二段落——議論の焦点を絞る——三つの論点の提起 42-57P

(この項の問題設定)「討究の順序として、まずは幾つか(三つ)の側鎖を配視しつつ視界を拡充したうえで、議論の焦点を絞って行くことにしよう。」 42P

(第一)「第一に、これは極簡単に片付けたいのだが、いわゆる感性的知覚は一定の“感情価”を伴っており、この意味において、単なる感覚以上の或る意識態である。このことは嬰兒期の原初的な感性的知覚にも妥当すると想われる。現与の明るさ(暗さ)の感覚、暖かさ(寒さ。冷たさ)の感覚、圧覚、音の感覚、色の感覚は、快感・不快感、恐怖感・安堵感などの一定の質と度合いの感情価を伴って覚識される。大きな音の感覚は恐怖感を伴い、明るすぎる光の感覚や暑さの感覚は不快感を伴う。随伴する感情が殊更に意識されない場合もあるが、それは感情価が全くの零の謂いではあるまい。感覚は必ず一体の感情価値を伴うと謂って大過なきさうである。」 43P

(対話①)「誤解のないように願いたいのだが、われわれとしては、しかし、感覚に随伴する感情を以って直ちに当該感覚の意味的所識だと強弁するつもりはない。如実に存在するのは、一般に、いわゆる感覚といわゆる感情とが渾然一体となった意識態なのであって、人がこの全一体から敢て“感覚”なるものを抽離するかぎりでは、慥(「たし」のルビ)かに現実の意識態は“感覚以上の或るもの”に違いないにしても、それはもっぱら抽離された“感覚”の過小性の表白たるにすぎない。それゆえ、“感覚”とそれの“随伴する感情”とを“能記—所記”とみなすがごときは論外である。」 43P

(対話②)「こうして、われわれは決して“感覚”ないし“表象”とそれに“随伴する感情”とやらを持ち出して現相の二肢的二重性を主張しようと試みる者ではない。——この際、但し、次のことは銘記しておかねばならない。それは、謂う所の“感覚”(剝切(「がいせつ」のルビ)には“感情”との渾一的意識態)とは“別”の“感情的志向的対象性”が覚識さ

れる場合があること、そしてこの場合には、当の“感情的志向的对象性”はわれわれの謂う広義の「意味的所識」に属する、ということである。このケースにおける“感覚”を能記的与件とする所記たる“感情的志向的对象性”は、良・不良、美・醜、善・悪等々、われわれが後に「価値的有意義性」と呼ぶものの一斑をなすものであって、極めて重要な意味的所識である。とはいえ、当面「認識的世界の存在構造」に主題を絞っている茲(「ここ」のルビ)(本巻)では姑く括弧に納めておきたい。」43P

(第二)「第二に、これまた一応の論及に止めたいのだが、いわゆる感性的知覚は一定の“行動価”を伴っており、この意味において、単なる感覚以上の或るものと言えらる。このことは嬰兒期の原初的な感性的知覚にも妥当する。初生児が唇に感じる乳首の感触感は吸啜(きゅうてつ)反射運動を解発(「アウスレーゼン」のルビ)し、視感覚は眼球調整運動を解発するといった反射運動の次元に始まり、一般に、感覚は「感覚運動シエマ」を解発すると言われる。なるほど特段の外部的運動を認めがたいケースもあるにせよ、感覚とはそもそも「感覚運動態勢」の内化された一契機であるとも見做しうる。感覚運動体系たる生体の機能に鑑みると、感覚は必ず一定の“行動価”を有っていると見えよう。」44P

(対話①)「われわれとしては、しかし、先の“感情価”の場合と同様、“感覚”の有つ“行動価”と同様、“感覚”の“行動価”を以て直ちに「意味的所識」と主張する者ではない。視角を変えて言い換えれば、われわれは“行動価”なるものを持出すことで感覚的(ひいてはまた表象的)現相の汎通的な二肢性を云々しようと企てる者ではない。——このことを銘記したうえで、しかし、われわれはこのさい感性的知覚現相における「実践的有意義性」や感性的知覚が即自的に有ち得る「信号(「シグナル」のルビ)」的機制の問題に多少ともふれておきたいと念う。」44P

(対話②)「感性的知覚と相即的に一定のパターン化された行動が“反射的”に生ずることがしばしば体験される。行動そのものは無意思的 unwillkürlich 無意図的 unabsichtlich であっても、当の“行動様式”や“行動目的”は自覚的に覚識されている場合も尠(「すくな」のルビ)くない。このような場合、当事主体の意識に即しても、所与の感性的知覚現相が「信号」なって、所定の様式での目的行動を“指令”する、という構制になっているとすることが許されよう。そして、常識的な議論としては、“指令されている行動”を信号能記に対応する“所記の意味”とみなし、それを「意味的所識」の一斑に数えることができる。現相が信号的功能を明瞭に発揮するのは所詮特定の場合であり、これを汎通的な構制と唱する心算はないが、「信号」というタイプの「能記—所記」的二肢構造が現に在ることは看過できない。」44P

(小さなポイントの但し書き)「——尚、対象の具有する性格の相貌で覚識される用在性(ハイデッガーの謂う *Zuhandenheit*)は、信号的功能と緊合する「実践的有意義性」が物性化されたものにほかならず、翻って言えば、信号に“指令された所記的行動”とその志向的对象は実践的有意義性という「意味的所識性」を有つ。この件については本書の第二巻に譲り、ここでは右の断定に止めておく。——」45P

(対話③)「ところで、嚮に、常識的な議論としてはと但し書きのもとに、所与の感性的知覚を能記的信号、その“指令”する行動を所記の意味と誌したのであるが、厳密に言えば、レアールな行動がそのまま所記の意味なのではない。行動を“指令”する知覚的与件とい

う相で覚識される一方の对象的知覚と他方の行動とは、実際には統一的な「感覚—運動」
シエマの両つの契機が対自的に現成したものであって、存在的(「オンティッシ」のルビ)
に截断さるべきものではない。上述の「感覚—感情」渾一態において、“感覚”を抽離する
かぎり、全態は当然“感覚以上のもの”とされるのと同様、ここでも、对象的知覚契機
を抽離するかぎり、全態は当然“信号的感觉より以上の或るもの”なのであるが、「信号」
と「行動」とがわれわれの言おうとする二肢的二重性の構制にあるわけではない。われわ
れとしては、「感覚—感情」渾一体という現相的所与に対する「価値的有意義性」という意
味的所識を立てるのと同様、原理的な次元においては、「知覚—行動」全一態というレア
ールな現相的与件に対する「実践的有意義性」というイデアールな意味的所識を立てる次第
なのである。がしかし、「認識論的世界の存在構造」を主題とする茲では、この件に立入る
ことは姑く差控えねばならない。」45P

(第三)「これは少々立入った論及を要する事態なのであるが、知覚や表象の現相は“補完”
“融合”“連合”等と呼ばれる機制によって直接的な“与件感觉”ないし“与件的表象”以
上の意識態を呈する。——われわれは、この“以上”“以外”としての“認識的覚識”につ
いて幾つか(4つ)の類型に分けて検討しておこう。」45P

(1)「(1)「直接的補完」とでも呼ばれるケースが存在する。例えば、円周の一部が書けて
いるC字型を一瞬だけスクリーンに映すと、人はそれを閉じた円形に見てしまう。或いは
また、適当に離れた二光点ABがあつて、まずAを点灯し、それを消灯すると同時にBを
点灯すると、人はAからBに光点が直接運動をしたかのように“仮現運動”を見る。この
ような場合、人々は“直接的な感覺的与件”以上の或るものを見たという言い方をする。
ここには一応“感覺的所与”を“それ以上の或るもの”として覚識するという構制が存立
しているとも言える。この機制は、日常的な知覚の場面でも、例えば、網膜には「盲斑」
があるにもかかわらず知覚的視野では補完されている(盲斑に対応する個所に別段空隙が見
られない)こととか、天井の隅など射映的には直角でないにもかかわらず、ほぼ直角に知覚
されてしまうこととか、普段に働いている。しかしながら、われわれはこの「直接的補完」
の事態について、原理的な次元では、それを以って直ちに「所与」がそれ以上の「所識」
として二肢的二重性の構制で覚識されている旨を主張するつもりはない。いわゆる錯覚が
一斑にそうである通り、それが当の相で知覚されているかぎり、射映相と現識相との二肢
的区別は現存しない。敢て、“現与の射映的感覚”なるものを現識相と別に想定するのは、
刺戟と一対一的に対応する感覚が存在する筈だと思念する悪しき「恒常仮説」に基づくも
のであって、心理学的事実に合わない臆説として卻(「しりぞけ」のルビ)けられる。」45-6P

(対話①)「では、反省的に、射映相と現識相とが二肢的に区別されるような場合はどうか？
われわれは、便宜的な立論の場面では“射映相”と“現識相”とが区別されて意識されて
いる場合には、「所与—所識」の二肢的構制を云々し、恰かも射映相が所与で現識相が所識
であるかのような言い方をする。がしかし、原理的な立論の場面では、われわれはこの言
い方を卻ける。(先に、導入的な議論の便法として、配景視や立体視に即して「現相的所与」
と「意味的所識」との「能記—所記」的二肢的構制を云々しておいて立論は、原理的には
補訂を要する。)」46P・・・**先に**「補訂」が要するのは42Pの文

(対話②)——前センテンスの()内の文を承けて)「何故か？ 射映相と現識相とが対比的に

知覚されているという場合、すなわち、射映相と現識相とが同一の知覚野において対比的に区別して覚識されているという場合、そこにおける態勢は、喩(「たと」のルビ)えて言えば、ルビンの杯と呼ばれる「単なる白黒図形の知覚相」と「向き合った横顔の知覚相」とが、対照的に覚識されている態勢と同趣であろう。ところで、「単なる白黒図形そのものとしての知覚相」というが、この知覚相は「高杯形としての知覚相」や「向き合った横顔としての知覚相」と並ぶもうひとつの所知的現識相にほかならない。なるほど、「……と並ぶもうひとつの現識相」と言ってもそれは後二者と全く同位同格的というわけではない。がしかし、それは決して“裸の所与”ではなくして、ともあれ一つの所知的現識相にほかならないのである。視覚を変えて謂わば裏返しに次のように言うこともできる。現に見えている「横顔相」ないし「高杯相」もそれがレアールな一知覚であるかぎり一つの射映相で見えているのであって、それとは対比的に知覚される「白黒図形相」もこれまた一つの射映相であることに徴すれば、対比的に覚識されているのは射映相どうしである。こうして、人々が“射映相”と“現識相”との対比的知覚と思念している態勢は、分析してみれば、決して「射映相」と「現識相」との対比的知覚ではなくして、一つの現識相と別の現識相との対比的区別たるにすぎない。それゆえ、ここにあつては、なるほど“二重性の覚識”は存立するにしても、しかし、それは所与的「射映相」と所識的「現識相」との二肢的二重性の構制とは言えないのである。」 46-7P

(対話③)「附言しておけば、われわれの謂う「現相的所与」と「意味的所識」との二肢的二重性の構制は、原理的な次元においては、人々の思念する“射映相”(右の例で言えば“単なる白黒図形そのものとしての知覚相”)それ自身の内在的構造として存立するのである。そしてまた、人々の思念する「現識相」(例えば“向き合った横顔としての知覚相”)と“射映相”との区別が相対的なものにすぎず、レアールな“現識相”はそれ自身一つの“射映相”にほかならないかぎり、謂う所の「現識相」それ自体が「所与—所識」成態なのである。」 47P

(小さなポイントの但し書き)「——この間の事情もならびに、便宜的な立論の場面においてはそれにもかかわらず謂う所の“射映相”と“現識相”とを「所与」と「所識」に擬することが許される事情については、われわれの謂う「所与」および「所識」の何たるかを後論が明示して行くことを通じて軀(「やが」のルビ)て闡明されるであろう。」 48P

(2)「(2)「融合的同化」とでも呼ばれ得る事態。人々は、例えば、暗闇で掴んだ物の形状を単なる触覚性の性状においてではなく、謂うなれば視覚的形態性において直覚的に覚知したり、向こうの岩をザラザラ・ゴツゴツという触覚性の感じを混えた相で見たりする。(ここでは連想的ないし推理的な意識的過程が自覚されるような場合ではなく、直覚的に融合象が知覚される場合、つまり、心理学に所謂「異種の感覚様相(sensory modality)」の cross-modal matching が生じている場合が論材である。)」 48P

(対話①)「少々拡張して言えば、目のまえの花において(自分の鼻の場所においてではなく)香りを嗅ぎ、枕元の目覚時計(自分の耳の場所においてではなく、あの時計の場所において)音を聴く。直覚的にはこのような相で“融合的”知覚がおこなわれる。視感覚と触覚・嗅覚・聴覚とはおよそ異質であり、そこには何ら共通・同一の成分は存在しないにもかかわらず、人々は視覚対象と触覚・嗅覚・聴覚の対象とを一個同一の対象として覚知す

る。聴覚には方向の弁別性はあっても距離判定力(従って場所判定力)はなく、嗅覚には主体が静止しているかぎり距離・場所はおろか方向の判定力はない。対象と主体が離れているかぎり、触覚には対象感受力はないはずである。それにもかかわらず、聴覚・嗅覚はその対象を視空間における特定場所に感知し、触覚は離在的な視空間の対象を“感受”する。これは否みがたい“体験的事実”である。人々はこの“体験的事実”に定位して、“視知覚的对象現相”は単なる視感覚より以上の或るものであると言い、また、聴覚的・嗅覚的な対象(同定的)知覚は単なる聴感覚・嗅感覚より以上の或るものであると言う。われわれとしてもここで指摘されている“事実”は追認しうるし、異種感覚による一個同一の対象措定という一見不可能とも思える事態を説明するさいにここで謂う“より以上”という構制を勘案する必要もある。とはいえ、われわれはここに謂う“所与感覚以上の或るもの”という構制に定位してかの二肢的二重性を立論するものではない。けだし、現前する対象的現相が融合的全一態をなしているかぎり、嚮に「感覚—感情」渾一態に関して論定したところと同趣の構制になっているからである。」48-9P

(対話②)「では、融合態が謂うなれば“錯因”的に分節化して、視覚的現相と聴・嗅・触覚的現相とが分立的に覚識されつつ、しかも一個同一の対象と志向的に関係づけられている意識態にあってはどうか? 当初は融合的の相で直覚的に現出したにせよ、反省以前のいちはやく、触覚的性状性と視覚的形態性とが分立的に覚識されるようになったり、時計の視覚的現相と音源的現相、花の視覚的形相と香源的現相が分立的に覚識されつつ、しかも一個同一の対象と志向的に関係づけられているような意識態勢が成立したりする場合は慥かにある。しかしながら、ここにあっては、視覚的現相が“射映相”で聴・嗅覚相が“現認相”というわけではない。双方ともそれぞれ「射映—現認」相でありつつ、それらが一個同一の対象的な或るものと志向的に関係づけられているのである。ここには、なるほど、分立的な二単位が認められるとしても、これら二単位的一方が所与で他方が所識というわけではなく、両単位それぞれがわれわれの謂う「所与—所識」成態をなすのである。——このことを積極的に説明しえんがためにも、別の類型を事前に配視しておくのが順路であろう。」49P

(3)「(3)「補完的拡充」とでも呼ばれるケース。例えば、犬小屋から突き出ている尻尾を見たり、垣根ごしに覗いている人頭を見たりするとき、われわれはそれを単なる頭として覚知することなく、あくまで犬の尻尾や人の頭として覚知する。また、割れた茶碗や首の折れた人形を見るとき、茶碗の片割や人形の本体(「からだ」のルビ)として覚知する。融知する場合にもやはり同様であろう。われわれは、また熟知している歌の第一小節を聴いただけで、それをあの歌の出だしとして聴き取る。ここには、現に与えられている知覚的与件を或る全体の部分として覚知する構制が存立しており、部分的な与件相を全体的な補完相で覚識するという構制が指摘されうる。このかぎりにおいて、われわれはここで、図式的には“与件以上の所知相での覚知”を云々することもできよう。結論を予示して言えば、しかし、これはわれわれの言おうとする「所与—所識」の二肢的二重性とは次元を異にする。」49-50P

(対話①)「ここに謂う「補完的拡充」は、先の「直接的補完」や「融合的同化」と連続的・同趣的であるとも言えるが、ここには或る新規な契機が登場している。直接的な補完にあ

っては、補完的全体相が知覚(或る趣の論者たちに言わせれば“錯覚”)され、融合的同化にあっても融合的全体相がまずは知覚される。“現与相”と“現認相”とが区別して意識される場合が生ずるにせよ、直接的補完や融合的同化とわれわれの呼ぶものの埒内では、それはあくまで対比的知覚や分立的知覚であって、そこには知覚と表象との対自的な区別はまだみられない。それに対して、補完的拡充にあっては、これがいかに直接的補完や融合と連続的であり、ここでもまた全体相が直覚的に覚識されるにせよ、知覚的に現認されるのは所与の“部分”相であり、全体相の補完部はさしあたり表象である。なるほど、この表象部は知覚部と緊合して一つの全体像を形成してはいるが、知覚部とは区別して覚識される。——全体相が知覚部と表象部とへ錯分化する事態は、融合的同化を前梯としつつ、例えば、香りを嗅いだだけで花の視覚表象が泛(「う」のルビ)かび、音を聴いただけで視覚表象が泛かぶとか、時計を見ただけで音の聴覚表象が泛かび。壁を見ただけで肌触りの触覚表象が泛かぶとか、このたぐいの補完的拡充の相でも体験される。」50P

(対話②)「或る種の論者たちは、補完的拡充の事態にみられる現与の知覚と補完的全体像とのあいだに「能記—所記」の関係をみようとする。また、直接的補完が感官生理学的に“生得的”な機制であり、補完的同化が感官生理学的な“協応”の所産であるのに対して、補完的拡充は“全体相”の知覚的体験を前件とする記憶に俟つものであることに鑑み、彼らはここに固有の精神的能作をみようとする。——われわれとしても、補完的拡充の機制が“全体相の知覚的体験”を前階梯とする記憶に俟つものであることまでは認める。また、補完的拡充における現与の知覚と補完的全体像(ないし“補完部”)との関係を常識的な立論の場面でならば一種の「能記—所記」関係とみなすことをも許容する。現に「記号」なるものが成立する発生論的な過程においては補完的拡充の機序が媒介的な役割を果たすものと考えられる。——しかしながら、補完的拡充が記憶的ないし想像的に泛かぶ表象像の現識という仕方で現成するとすれば、そのさい想起の意識や想像の意識を伴うことなく直覚的に補完像が現出するとしても、知覚的与件像と表象的補完像との二因子的統一態はわれわれが原理的に立論しようとする「所与—所識」の二肢的統一態ではない。謂う所の“知覚的与件像”ならびに“表象的補完像”のそれぞれが、原理的にはすでに、われわれの指摘しようとする「所与—所識」成態なのである。このうち、“知覚的与件像”については、上来の行文からして群言を要せぬであろう通り、それは単なる射映相ではなくすでに“射映相以上の或る所識相”として現前する。“表象的補完像”についても、これまた、それが一つの表象的対象像であるかぎり、一定の射映相で現前しつつ、しかも単なる“その射映相”以上の“或るもの”として覚識されており、すでに「所与—所識」の二肢的成態をなす。」50-1P

(対話③)「では、次の如きは如何？ それは、例えば、現に犬小屋から突き出て見える尻尾を単なる知覚的与件部分以上の<犬>の尻尾として覚識したり、聴こえ始めたメロディーを<黒田節>の一小節として覚識したりしてはいるのだが、別段、犬の全体像がありありと表象的に泛かびはせず、黒田節の全曲が音韻(音声表象)的に泛かびはしない場合である。ここでは表象像による充實的な補全は現出していない。が、それにもかかわらず、知覚的与件は“単なる尻尾”とか“単なる小節”とかの相で覚識されるのではなく、厳に“それ以上の”或る全体相の部分として覚識されているのであって、そのかぎり、何らかの仕方で、全体

たる<犬>や<黒田節>が覚知されている筈である。——その証拠に、犬小屋からノソリと這い出た全体が狸であるのを目撃したとすると、“違った！”（つまり“犬でなかった！”）という覚識が生じ、先のメロディーに全然別の音曲が続いたり調子外れすぎた音声が続きたりすると、“違う！”（“黒田節でない！”）という覚識が生じる。この“相違感”は自然に<犬>や<黒田節>が(単なる尻尾や小節だけでなく)何らかの仕方で覚識されていた証左だと言えよう。尤も、或る種の論者たちは、この場合「表象的全体像が明晰なかたちで浮かばないだけで、実際には全体像の表象が浮かんでいる筈だ」と主張する。彼らによれば、当の「全体像の表象」が浮かんでいるからこそ相違・錯誤に気付くことができるのであり、また「予測通りだったとき、充当感が懐かれ得るのである」とされる。われわれとしても、不明瞭な表象的全体像を伴う場合が絶無だとは言わない。がしかし、“全体的表象像”なるものがおよそ浮かぶことなく、それでいて<犬の尻尾><黒田節の一節>として端的に覚識される場合が現実にあることをわれわれは積極的に容認する。彼ら一部論者たちが「全体像の表象が浮かんでいるからこそ……」と主張するのは、「意識するとは即ち心像を現前的に浮かべることだ」という彼らのドグマにもとづく要請的一仮定たるにすぎず、現前的事実ではない。われわれは、没表象的に(=表象というかたちで思い浮かべられることなく)全体相たる、<犬>や<黒田節>が覚識されるという現前的事実を追認する。」 51-2P

(対話④)「このような没表象的な全体相覚識の場合をも「補完的拡充」の一斑とみなすか、それとも全体像が表象的に浮かぶ場合に限って、「補完的拡充」と呼ぶか、これは定義・分類に委ねられているが、われわれとしては表象的補完と没表象的補完とを補完的拡充の両つの亜種として扱うことにしよう。茲で翻って惟うに、所与の知覚的現相が補完的に拡充されるさい、没表象的補完のほうが却って普通であることに気がつく。ところで、以上の立論範囲では、補完ということが謂うなれば、“空間的”“容量的”な“部分—全体”関係に即して云々されているが、謂わば“時間的”“変容的”な相だのディスポジショナルな補完をも算入することができる。例えば、這っている虫、羽化しつつある蛹、溶解しつつある氷片などは、単なる現与の知覚相において覚知されるに止まることなく、移動・変様・生滅の変化相で覚知される。(ここでは、反省的意識における推測とか想像とかは暫く論外とし、変化的推移の予期相、この“時間的ゲシュタルト”の“全体相”が直覚的に覚識される場合が論件である。)——このたぐいのディスポジショナルな補完には、将来的“全体像”が表象的に浮かぶ表象的補完のケースもあるが、一般には、予期相が表象的に浮かぶわけではなく、主として没表象的な補完的拡充が属する。」 52-3P

(対話⑤)「偕、爰(「ここ」のルビ)にみるごとき没表象的な補完的拡充においては、所与の知覚現相が、それ以上の或る補全的全体相や伸長的予期相で覚識されつつも、全貌が表象というかたちで浮かぶわけではないのであるから、ここにあつては、「知覚的所与現相—それ以上の或る補完的拡充相」という二肢的二重性における「所識」は固(「もと」のルビ)より射映的な一現相ではない。ここにおける「補完的拡充相」という「所識」的契機は「知覚的所与現相」という“能記”に対して“所記”の関係に立ちつつ、それ自身として表象像ではなく、況んや知覚像でもない。それでは端的に無(「ニヒツ」のルビ)なのかと言えば、決してそうではない筈である。けだし、その証拠に、“予期外れ”の場合には錯誤感・相違感が生じ、“予期通り”の場合には適中感・相等感が生じるのであって、そのさい「所識」

たる「補完的拡充相」が判別的覚識の規矩をなしている所以である。——没表象的補完における「知覚的所与現相—補完的拡充相」という二肢的二重性はわれわれの主張する「所与—所識」二肢性の一斑にほかならない。このことは茲に銘記しておきたい。だが、これはわれわれの言おうとする「所与—所識」二肢成態の原基的形態ではない。そのことは、謂う所の「知覚的所与現相」という(ここでの脈絡において“所与”の位置に立つ)契機が、上述の通り、それ自身すでに「所与—所識」成態(=単なる射映的与件以上の或るもの)であることに鑑みれば、容易に諒解されよう。」 53P

(対話⑥)「ところで、われわれがいま「所与—所識」の二肢関係として認めた没表象的補完における「所識」の契機、すなわち「補完的拡充相」なるものが——それ自身としては知覚でも表象でもないこの契機が——一体いかにして、“端的な無”ならざる「積極的な或るもの」たりうるのか。ありうべきこの疑義に答えて行く前に、もう一つの案件((4)「標徴の連合」)に予かじめ触れておくのが好便である。」 53-4P

((4))「(4)「標徴の連合」とでも呼ばるべきケースをここでみておきたい。例えば、雪の上の軌跡を見て自転車を覚識したり、遠吠えを聴いて犬を覚識したり、元与の知覚的与件を機縁にして一定の对象的所知を連合的に覚識覚識する場合がそれである。これには、表象が泛かぶ場合と没表象的な場合がある。」 54P

(対話①)「連合的に表象が泛かぶ場合から問題にしていこう。標徴的連合は、表象が泛かぶ場合、知覚的与件が表象によって“補充”されるという点では、表象的な補完的拡充とも相通するが、両者は様態を異にする。先にみた「補完的拡充」にあつては“全体相”が謂うなれば所与的知覚を空間・時間的に“内含”する様態で、すなわち“補完部”が知覚的部分に“接合”する様態で覚識されるのに対して、今問題の「標徴的連合」にあつては“連想”される対象が現与の知覚形象から謂うなれば空間的に離在的(非接合的)な相で覚識される。少なくともこの点において両者は相異なる。——さて、標徴的知覚与件を機縁にして連想される所知的対象が明瞭な表象像のかたちで泛かぶ場合、例えば、雪上の軌跡を機縁にして隣家所有のあの自転車が常日頃軒下に乗って捨てられている相といった特定の図像で泛かぶような場合が慥かにある。このような場合における特定の図像での表象像そのものが“標徴的知覚現相を能記的所与とする所記としての意味的所識”なのかといえ、勿論そうでない。が、ここでは、特定の図柄での表象像が単にそのものとして泛かんでいるのではなく、<あの自転車>という個体的対象が覚識されているということが留目に値する。連想的に現に泛かんでいる表象像は特定の図柄であるとしても、それは<あの自転車>という個体的対象が覚識されているということが留目に値する。連想的に現に泛かんでいる表象像は特定の図柄であるとしても、それは<あの自転車>の一つの射映的な姿なのであり、この図像は<あの自転車>という個体的対象の射映的形象の“一範例”とでもいうべきものにすぎない。連想的に泛かんでいる射映的な図像はただか一つの範例的な現われ方にすぎないことが覚識されている。ここにおいては、範例的な射映的表象像という所与と<あの自転車>という単なる射映的表象与件以上の個体的対象とのあいだに、われわれの謂う「現相的与件—意味的所識」の二肢的二重性が存立していることが認められる。」 54-5P

(小さなポイントの但し書き)「(但し、急いで附言しておけば、われわれの謂う「意味的所識」とは決して直ちに“对象的実在”とやらの謂いではない。因みに、ここではまだ<あの

自転車> という“個体的対象”なるものの存在性格をわれわれは何ら規定していない。それが普通には“物理的実在”とみなされがちなことは慥かであるにせよ、“物理的実在”なるものはすでにして或る種の意味形象の物象化に俟つものかもしれず、従ってわれわれは「意味的所識」を安直に“対象的実在”とみなしてしまう知見に与するわけにはいかない次第なのである。」 55P

(対話②)「ところで、知覚的与件を機縁にして、例えば自転車という表象像が連想的に泛かぶ場合、それがあの自転車という特定の個体相でいつも固定されているとは限らない。連想的に泛かんでいる表象が特定の個体的対象の覚識を伴わない場合もある。そこでは、現に泛かんでいる自転車の表象は(特定の個体的対象の範例的一射映相ではなく) <自転車>という“種族”の範例とでも呼ぶべきものにすぎない。このさい、勿論、“種族”なるものそのものが覚識されるのではなく、当該“種族”の“或る(不定的)個体”が覚識されるのではあるが、特個的な個体的同定がおこなわれぬという意味において、ここでの連想的所識は“種的”であると言えよう。ここにおいては、範例的な表象像という所与と<自転車>という現与の表象以上の種族的存在とのあいだに、われわれの謂う「現相的与件—意味的所識」の二肢的二重性が存立していることを認めうる。」 55P

(小さなポイントの但し書き)「(但し、われわれの謂う「意味的所識」とは決して直ちに“種族的存在”とやらの謂いではない。因みに、しかし、種属的存在などという“普遍者”は端的に存在しえないという唯名論的な立場をわれわれが執るか、それとも、種族的=本質的な普遍者が存在するという実念論を或る限定つきで容認するか、この点の立場表明は姑く無記のままである。)」 55-6P

(対話③)「しかしながら、遡っていえば、連合が所詮は連合たるにすぎないかぎり、例えば、月を見てスポンを連想するといった場合をも含みうるのであって、標表的知覚与件と連想的所知との関係は、そのこと自体としては「能記—所記」関係ではないし、従ってまた、それが直ちに「現相的所与—意味的所識」の二肢的二重関係であるわけでもない。「標徴的連合」は、決してそのまま、われわれの謂う二肢的二重性の構制を成すものではない次第である。」 56P

(対話④)「「標徴的連合」の機制は、しかし、言語という「能記—所記」成態の成立、「記号的所与—意味的所識」の二肢的二重態の形成にとって重要な機能を演じることは確かであるし、とりわけ、没表象的に現成する部類の標徴的連合には特筆すべきものがある。——没表象的な連合=連想という言い方は没概念に響くかとも惧れるが、事柄に即するかぎり、標徴的知覚与件を機縁にして或る対象的所知が確かに覚識されておりながら当該所知の表象像がおよそ泛かばない場合が体験される。これは、あの範例的な表象像の泛かんでいた体験的事態が反復再現しているうちに、所詮は範例的服表象にすぎない表象像がもはや殊更に意識の表層に上らなくなったものであろうか。この存立機制が仮令(「たとい」のルビ)そうであるにせよ、ともかく、没表象的な標徴的連合にあつては、事の原理上、実際問題として、範例的な表象的所与が意味的所識として覚識されるわけではない。ここでもし、「能記—所記」的な「所与—所識」関係が厳存するとすれば、それは標徴的に知覚的与件現相と“個体的対象”ないし“種族的対境”(先の例で言えば<あの自転車>という個体的対象ないし<自転車>という種族的対境、少なくとも<或る不定的な自転車>という非特個的な

種族成員)とのあいだに成立していると言わねばなるまい。われわれは、実際、この種のケースが現に体験されるように思う。そのかぎりでは、没表象的に現成する標徴的連合のうちには、後述する「として」という二肢関係が見出されるものの場合という限定つきで(つまり、単なる連想としての連想のごとき場合は除外して)、われわれは標徴的知覚所与と“連合”的に覚識される或る所知とのあいだに「能記—所記」の関係、「所与—所識」の二肢的二重性の関係を認知する所以となる。尤も、範例的な図像的表象こそ泛かばないにしても、このたぐいのケースにあっては、「ジテンシャ」といった言語的音韻表象が内語的に泛かぶ場合が少なくないであろう。その場合には、現与の知覚的与件と内語的音韻形象とが表象的に標徴的連合(時によっては補完的拡充)を現成し、当の内語的音韻表象とその意味的所識とか「能記—所記」的な「所与—所識」二重性を呈すると言わねばなるまい。が、このさいには、謂う所の標徴的知覚与件なるものが、上述した「ルビンの杯」と同趣的な次元において、すでに「現相的所与—意味的所識」成態を成しているのであって、われわれの謂う二肢的二重性の構制は原基的にはいわゆる“知覚的分節”そのことの場面に遡って論決してなければならない道理なのである。」56-7P

第三段落——次節へのつなぎ——「現相的所与」とは如何なるものか

(この項の問題設定)「われわれは、以上、「現相的所与」と「意味的所識」との謂うなれば「能記—所記」的な二肢的二重性が汎通的な構制であることの確説を課題としつつも、正面からこれを積極的に論定する流儀においてではなく、ありうべき“速断的理解”の幾つかを防遏(「ぼうあつ」のルビ)しつつ旁々後論のための論材を登録する手法で、前梯的な議論を重ねてきた。以上の行論では、しかも、実を言えば、最も危惧される“速断的理解”を主題的に排却するには至っていないのである。この欠を埋めつつ、われわれの謂う二肢的二重相の汎通性を積極的に指摘するためにも、今や視角を少々転じて、そもそも「現相的所与」とはいかなるものの謂いであるのか(ありうべき速断的誤解の排却を意識して言えば、それが何でないか)、この説述に移るべき段取りである。」57P

(対話①)「「所与—所識」二肢的二重性の汎通性を確言するわれわれの構図をここで表明しておけば、以上の行論から既に察知されるであろう通り、われわれとしては現相の「分節化的現相」(心理学者流に言えば「図」の「地」からの顕出)そのことがすでにして二肢的二重性の構制になっている旨を主張する。現相(「フェノメノン」のルビ)が現相(「フェノメノン」のルビ)として現前するのは、いわゆる“意識野”の分節化、“地”(「地」以前のな“地”)を“背景”にしての“図”の顕出を必然的・汎通的な条件としてのことである以上、現相の分節化的現前そのことが「所与—所識」の二肢的二重性の構制になっていることを論定しうれば、われわれの提題はおのずと確説される筈である。——勿論、現相の分節化的現前そのこと(「図」の顕出そのこと)の場面における二肢的二重性は、原基的であり、且つ汎通的ではあるが、われわれの謂う「所与—所識」二重性はこの次元だけに限られるものではない。行文からすでに明らかな通り、われわれはこの次元での原基的な二肢的二重態の“上”に、当の基底的な二肢成態を「所与」の位置に置く高次の「所与—所識」二重成態が累層的・多階的に成立することを指摘する。」57-8P

第二節 所知の第一肢的与件

(この節の問題設定—長い標題)「現相の第一肢たる「所与」と言っても、それは自己完結的

に独立自存する自足的なものではなくして、あくまで、「所与—所識」関係の「項」なのであり、それが「単なるそれ以上の意味的所識として覚識される」という関係規定性においてのみ「所与」なのである。この第一肢的所与を自存する存在体の如くに扱うとき、窮極的には、それはただ或る規定可能なもの(etwas Bestimmbares)としか言えず、それ自体としては第一質料(「プロテー・ヒュレー」のルビ)的な“無”(οὐδέν,nichts)と言わざるを得ない。但し、「所与」は「所識」との相関的規定項であるというまさにその存在規定からして、それ自身すでに、より基底的な次元に即しての「所与—所識」成体であることを妨げられない。換言すれば、或る次元での「所与—所識」成体が高次の所識に対して「所与」の位置に立つことがあり得る。」58P・・・錯分子構造、函数内函数

第一段落——“単純感覚”とか“単純感情”とかいう“窮極的な要素的与件”なるものは存在しない 59-63P

(この項の問題設定)「現相における直接的な与件と言え、論者たちはとかく“単純感覚”とか“感覚与件(「センス・データ」のルビ)”とかいった“窮極的な要素的与件”(これが「心理的存在」とみなされるにせよ、それ自身としては「主観的でも客観的でもない」「中性的な与件」とみなされるにせよ)を想定したがる。がしかし、今日における心理学の知見を援用するまでもなく、“単純感覚”とか“単純感情”とかいう“窮極的な要素的与件”なるものは存在しない。」59P

(小さなポイントの但し書き)「念のため、メツガーの剴切な立論を引いておこう。「物を知覚する際の我々の感官の本来の使命は、今日まで数百年にわたり哲学者や心理学者によって説かれたような、多数の小さな“個々の感覚”を結合して包括的な全体をつくるということにあるのではなく、感覚場の本来の統一を破って、そこに境界を引き、そこから形を持った部分形象を分凝させることにある。前者の説く“個々の感覚”のようなものは、この世のいかなるところにも存在したことがなく、ことに知覚の未発達な段階においてはその片影さえも認められない。それは純粹に思考の産物にすぎず、人々が物を見る際、知覚の場に生じる自然的部分を、形態法則への顧慮なしに窮局まで押し進めて考えた結果到達したものである。……一般に知覚は“連合”すなわち“結合”や“連結”……最も簡単な部分の“寄せ集め”によって生ずるのではない。しかしながら、科学を長いあいだ心的要素(すなわち感覚)の探索という不毛な仕事に迷い込ませていたこの由々しい誤謬は、自然科学的手続を非自然科学的な領域へと不当な形で持ち込んだために生じたものではなく、逆に、その発生の地は哲学者の机上にあったのである。のちに、自然科学的な手続を用いて決定実験がおこなわれ、はじめてその根拠のないことが明らかになったが、このような誤りをひき起こすもともなった模型は、つねに、針金と結び紐、釘とネジ回し、漆喰(「じっくい」のルビ)と膠(「にかわ」のルビ)と糊とで組み立てられる人間の構築物であった。したがって少し以前まで、こうした誤謬が心理学におけるとまったく同様、精神科学の領域にはびこっていたとしても、少しも不思議ではない。こうして人は、イリアスやニーベルンゲンの歌は、あらかじめそれぞれ独立していた歌詞を蒐集あるいは編輯する人がいて、我々が知っているような形に結びつけたものだと考え、歌全体が一つのまとまった萌芽思想から発展して生じたものであるという考えには、アンドレアス・ホイスラー以外はついに到達しなかったのである。」(Wolfgang Metzger: *Gesetze des Sehens*, 1953. 盛永四郎氏訳)

岩波書店刊、九六頁)。」 59-60P

(対話①)「ここで人は以前として次のように言い募るかもしれない。なるほど“個々の感覚”という単位的要素は存在しないにしても、単位的な「形態(「ゲシュタルト」のルビ)」ないし、メツガーのいう「知覚の場に生じる自然的部分」という“窮局的単位”があるのではないか。そして、その“窮局的単位”がそれ自身は単層的(「アインファッハ」のルビ)な与件のはずである、云々。われわれとしてもゲシュタルト的な「図」(それが錯図を形成する“部分”である場合を含めて)が一つの「図」的分節態をなすかぎり、それが“単位”であることは認めうる。しかし、この“単位”的分節態はすでにして単層的な与件ではなくて二肢の二重態であることをわれわれは主張する。」 60P

(対話②)「人はここで、『知覚の現象学』におけるメルロ＝ポンティの所説を或いは連想することであろう。「ゲシュタルト理論は——と彼は書く——<一つの地の上の一つの図>、これこそがわれわれの持ちうる最も単純な感性的所与であることを教えてくれたが……これは知覚的現象の定義そのものをなしているのであって、その条件なしには或る現象を知覚と言えなくなる底のものである。」しかるに、図の「各部分はそれ自身が実際に含んでいる以上のものを告知しており、従って、こういう初歩的な知覚ですら、もうすでに一つの意味(sens)を担っているわけである。」(M.Merleau-Ponty: *La Phénoménologie de la Perception*, 1945, p.10. 竹内芳郎・小木貞孝氏共訳、みすず書房刊、三〇頁)。」 60P

(対話③)「メルロ＝ポンティが sens と呼ぶものがわれわれの謂う「意味的所識」をどこまで相覆うか、それがわれわれの謂う「行動価」の次元とどう関わり、またむしろ、示差的な対他的区別(周辺の他者との対照的区別)の次元にどう緊縛されているか、これは姑く不問に付し、彼が臆断的に確言している「初歩的な知覚ですら、もうすでに一つの意味を担っている」という命題を議論の接ぎ穂にしよう。彼は(地のうえの図)が「最も単純な感性的与件」であることを認め、この「所与」が「一つの意味を担う」という構図で議論を運んでいるが、われわれに言わせれば「図」はすでに単なる感性的所与ではなく、意味を「担う」以前に意味に「負う」ものである。「図」がもし(必然的に意味を担うとしても)それ自身としては「単純な感性的所与」であるのであれば、われわれは当の“準自足的”な“所与”を以って窮境的な現相的与件とみなすこともできよう。メルロ＝ポンティに言わせれば、なるほど「各部分はそれ自身が実際に含んでいる以上のものを告知」する由であるが、彼の構図がもし妥当ならば、とりあえず「各部分が実際に含んでいるもの」、この所与を以って現相の第一肢的契機とすることが出来ようというものである。——われわれは、勿論、語法が半ば比喩的であることは承知しており、彼がわれわれと近い線で発想していることは諒解しているつもりである。だが、微妙な、しかも決定的ともいえる彼我の相違を対自化せざるをえない。——」 60-1P

(対話④)「われわれに言わせれば、遺憾ながら、実情はメルロ＝ポンティが見るようにはなっていない。われわれとしては、彼が“意味”と区別して立てる“所与”を窮局的な次元では、「最も単純な感性的所与」と認め難いのである。それでは、彼が言うのよりもより一層根底的な感性的与件があるとでもいうのか？ よもや要素的感觉論でもあるまいから、われわれは窮局的な与件として何か単純な感性的所与を反立するわけではない。われわれとしては、メルロ＝ポンティの議論と接点を設けて言えば、彼の謂う「図」とその「各部

分)、いな「地のうえの一つの図」という「最も単純な感性的所与」なるものが、すでにして「所与—意味的所識」二肢的二重態であることを主張し、彼がこれの「担う意味」というのはこの原基的な「所与—所識」成態の“上に”立つ“高次の意味”である旨を指摘したいのである。」 61P

(小さなポイントの但し書き)「われわれは、メルロ＝ポンティの実情は、われわれの言う原基的次元での「所与—所識」成態の契機としての「所識」と、この成態の上に立つ——“高次の意味”との離接が不十分なため、両者が混淆されているのだと諒解する。がしかし、この混淆は議論の全体を決定的に分岐させずにはおかないほどの重要な錯誤に通じる。」 61-2P

(対話⑤)「こうして、われわれは、ゲシュタルト心理学者やその知見を踏んだメルロ＝ポンティなどが「窮局的」な“最も単純な感性的所与”とみなすものを“原基的所与”とは認めない次第であるから、大層厄介な難題を自ずから抱え込む所以となる。われわれにとつての難題が奈辺に存するかを自覚的に表明しておけば、われわれとしても現相の“平面”内でいうかぎり、その分節態(メルロ＝ポンティの言う「図」ないしその「各部分」、剝切には“錯図”の“部分”をも含めての“図”、すなわち「地」以前のな“地”からの顕出態)を以って“最終的な”“単位”であることを認める。それにもかかわらず、当の単位的分節態は単層的な与件ではなくして「所与—所識」の二肢的構造成態であると主張する。それゆえ、われわれとしては、最も基底的な場面では「窮局的所与」なる第一肢的与件を、それ自身としてはもはや「現相」の“平面”に納らぬ次元に求めざるを得ない。現相世界の“大地”に足をつけつつ、すなわち、現相世界から遊離してしまうことなく、いかにしてこの“超”現相世界平面的次元での「所与」を定立するか、これがわれわれの直面する課題にほかならない。」 62P

(対話⑥)「ここにおける論理構制は、次の如き類比に即して受け取られるかもしれない。すなわち、物理的原子という“平面”での分類では諸原子を“最終的”な“単位”と認めよう。うえて、しかし、当の“平面”を超える(ないし、より基底的な)次元では、原子を“単層的”な終局的与件とは認めることなく、物理的原子は陽子・電子といったより基底的な諸契機から成る“構造成態”であると主張する論理構制との類比である。このアナロジーは慥かに半面では妥当する。がしかし、われわれの言おうとする「所与—所識」構造成態は、素粒子(陽子・電子・中性子、等々)の複合的結合体という比喩を許さないし、更に振って、素粒子をクオークの複合的結合体とみなすことの類比をも許さない。われわれは、成素が実体的に既存してそれが複合体に合成されるという実体主義的な発想を端的に斥ける。われわれとしては、関係態の第一次性という存在論的理解に立って、「所与」をあくまで関係態(比喩的には例えば“函数”)の“項”として扱う次第なのである。ここにおいて、われわれは、「所与」なる契機をいかなる関係態の“項”的契機として指定するのか、これの明示を併せて課せられている所以となる。」 62-3P

第二段落——“難題” そのものがそもそも成立しないのではないかという疑義 63-8P

(この項の問題設定)「偸、われわれの当面するこの“難題”に答えて行く段取りであるが、人は遮って先決問題を突き付けることかとも思う。そのありうべき“先決要求”に応接することを介して、漸次われわれの積極的な主張を開陳して行くことにしよう。」 63P

(対話①)「茲でありうべき先決問題というのは、われわれの課題設定、すなわち、謂うところの“難題”そのものがそもそも成立しないのではないかという疑義に通ずるものである。それゆえ、当の疑惑をあらかじめ却けておくのが慥かに先決要求をなす。——われわれは、いわゆる“感性的所与”なるものが(要素的であれゲシュタルト的であれ)直接的な純粹与件でない旨を主張し、真の現相的所与は、原基的には、それ自身として自足的な特質(すなわち、依って以ってそれが他から現相的に識別されうる特質)を具えた一現相ではないことを立言する。だが、もしこの立論が妥当するとすれば、感性的知覚と単なる表象との原基的な区別が成り立たない筈ではないのか？ 事実の問題として人々は「知覚」と「表象」とを端的に区別して覚知する。それは感性的知覚与件と表象的与件とが、あれこれの“意味づけ”に先立って、謂うなれば“裸の素材”としてそれぞれ自足的に弁別的特質を具えていることに負うものではないのか？ この疑義が正当に成り立つとすれば、成程、われわれの課題設定が足許から崩れる。しかしながら、この疑義は或る重大な錯認に基づくものであってわれわれを真に脅かすものではない。この間の事情を明らかにし、以って先決問題を解消するためには、われわれ自身の見地から「知覚」と「表象」との区別をここで多少とも説明しておかねばなるまい。」 63-4P

(対話②)「知覚と表象とが判別的に覚識されるということは慥かにフェノメナルな一事実であると言えよう。現前する現相が感性的知覚であるのか、それとも、単なる表象として泛かんでいるにすぎないのか、これは直覚的に弁別されているのが普通である。成程、あとになって“錯誤”に気付くこともあるが、その都度の覚識にあつては“直証的”である。記憶的回想や想像的予期の意識を伴って表象が泛かぶ場合があるにせよ、表象は常に必ず回想性ないし想像性の意識を伴うわけではない。端的に表象が泛かぶ場合が確かにある。そしてその場合にも、それは表象であつて知覚ではないことが弁別的に覚識されている。とすれば、知覚と表象とでは、素材的所与が現相的に相違するのではないのか？ この故にこそ「知覚」と「表象」とが“直証的に”判別して意識されるのではないのか？ 或る種の論者たちは「知覚的印象」は生氣や活性を帯びており「表象的心像」とは明瞭性・活潑性の度を異にする旨を主張する。論者たちによれば、知覚と見紛うばかりに生々明瞭な場合があり、逆に、霞のかかった薄明で月の状景を視覚する折りなど、知覚が表象よりも却って不活性・不明瞭な場合もある。それでいて、知覚なのか表象なのか“直証的”である。従つて、素材的所与そのものが知覚と表象で本源的に相違するとは到底言い切れない。(現にこのことに定位して知覚と表象とを等しく“心像”という“単なる主観的なもの”とみなしてしまう理説が登場する所以でもある。但し、われわれ自身はこのような観念論的傾斜に与する心算ではない。)」 64P

(対話③)「それでは「知覚」と「表象」との“直証的”直感的な区別は如何にしておこなわれるのであるか？これを詳説することは今爰での論件ではないが、二、三の論点は示しておかねばならない。——われわれは、もとより、現与の“素材的与件”が、或るときには<知覚>として意味づけられ、或るときには<表象>として意味づけられるという具合に、概念的に弁別整序されると言おうとする者ではない。勿論、知覚とか表象とかいう概念が確立した暁に、反省的にこのたぐいの概念的な弁別整序がおこなわれうることとは否定しない。がしかし、基礎的な体験の場面における知覚と表象との直覚的な弁別は概念的な「と

して」把握以前のものである。それでは、「志向的意識作用」の相違に因るものであるのか？ 人がもし「知覚的志向作用」と「表象的志向作用」とやらが、それぞれ自足的な特質(依って以って、それであって他ではないことを判別せしめる特質)を具えて現相的に意識されると主張するのであれば、仮令“素材的所与”は中性的(すなわち、知覚と表象とで共通)とみなされるとしても、われわれの批判的見地に対しては、自足的な現相的所与を云為(「うんい」のルビ)するのと同趣の機制になる。けだし、“志向作用”は、なるほど能知であって所知ではないとされるにせよ、われわれの見地からは、それは少なくとも反省的意識の場にあつては現相的所知の一斑をなす所以である。われわれの観るところでは、しかし、“志向的”
“作用性格”に種別を設けるのはアド・ホック(その場限り)な仮説という看が強い。われわれとしては、“志向的”とやらが自己完結的に“作用性格の別”を具有するとは認めがたい。
いわゆる作用性格とは「志向的意識事態」からの反照規定たるにすぎないとわれわれは考
える。」 64-5P

(対話④)「後論をここまで止むなく多少先取りするかたちになるが、現相的世界は一定の空間・時間多岐な秩序をもった構造的分節態であり、知覚的な時空間世界と表象的な時空間世界(ここでは狭義の思考的世界は措いて、差し当たり、記憶的表象世界や予期的表象世界などを念頭におく)とは構造的な秩序態のそれぞれ全一態として分節的に意識される。夢の場合(および白日夢に没入している場合)を除けば、それぞれが空間的な秩序構造を有った「知覚現相」と「表象現相」とが心理学者の謂う「地」と「図」との関係に“類する”ともいうべき相で対照的に意識される。夢をみている最中や幻聴を聞いている最中には「知覚的秩序現相」と「表象的秩序現相」との対照的意識が欠けているが、まさにそのゆえに、それが“表象”(夢や幻覚)であることが自覚されないのであつて、自覚を生じる場面では醒めた意識での「知覚現相」と先行体験の“表象”(夢や幻覚)とが対照的に意識される次第なのである。知覚と表象との“直証的”な区別的意識は、素材的所与や作用性格の相違に因るものではなく、知覚的秩序現相と表象的秩序現相との準「地—図」的な対照に俟つものである。」 65-6P

(対話⑤)「ところで、しかし、当の知覚的秩序現相と表象的秩序現相との対照的意識は、前者が実在的対象との現実的対応性の意識と相即し、後者が現実的対応性の欠無の意識と相即することに俟つものではないのか？ この想念から、感性的知覚現相の直接的所与は“実在的対象”とやらであるとの思念も生ずる。われわれとしても、感性的知覚が「実在的対象との現実的対応性の意識」と呼ばれるものを伴う場合があることは認めるに吝(やぶさ)のルビかでない。がしかし、「実在的対象」との「現実的対応」性というのは“高度”な「意味的意識」の一斑であつて、そのさい「実在的対象」なるものが直接的な現相的与件であるわけではない。現相的に現前するのは、さしあたり、謂うところの感性的知覚現相である。——このことを認めたくえで次のごとき理説が登場しうる。すなわち、謂う所の「感性的知覚現相」はすでにして「所与—所識」成態であるわけで、このさいの「所与」が「実在的対象」にほかならない云々。この理説においては、“原基的な所与”たる「実在的対象」それ自体は知覚的現相ではないこと、知覚現相に限らずおよそ現前する現相ではないこと、このことが前梯的了解になっている。そこで、もし、謂う所の「実在的対象」なるものが喧噪を手掛りにして思考的に意識されたものであるとすれば、それは「所識」であつても

「所与」ではない。それがあくまで端的な「所与」だとされる場合には、カントの「物自体」Ding an sichと同様、それ自体がいかなるものであるか不可知ということになる。現相が汎通的に「所与—所識」の構制を必然的に有つことから、「不可知」な「物自体」を窮極的な“所与”として立てる理説も成程ありうるには違いない。しかしながら、われわれとしては「物」自体という表現の暗黙的含意を卸けざるを得ないし、究竟的な「所与」が自足的に自存するという発想に与することはできない。となると、謂う所の「所与」は「実在的対象」という含意を剥奪されて、それ自体としては不可知というよりも、自足化して規定しようとするれば“無”としか言いようがない、単なる「所識との相関項」ということに落ち着く。」66-7P

(対話⑥)「翻って、しかし、現相の直接的与件はそれ自身でやはり自足的な特質(それであって他ではない)を具えているというべきではないのか？ 現相がそれ自身としては現相ならざる「所与」と「所識」との二肢的二重相を呈するというのは作爲的な構造化であって、基底的な現相は単層的で且つ自足的な特質を具えているのではないか。「これを否認するところから、物自体でさえないような“無(「ニヒツ」のルビ)”たる“所与”(これは没概念に聞こえる!)要請する羽目にも陥る。先には、知覚と表象との区別という“直証的”な体験を論拠にして直接的な素材的与件の自足性を指摘しようといて論駁に逢着してが、これは偶々論拠に選んだ事例が脆弱だった所以で、与件の自足的な特質具有性という提題プロパーが論破されたわけではない。」云々。或る種の論者は斯様に言って、爰で次のように訴えるかもしれない。それは、いわゆる感覚質(正しくは感覚様相 sensory modality)の“直証的”な弁別的覚知という事実である。色と音、痛みと香り、といった感覚様相を人々は慥かに直覚的に弁別して覚知する。さらには、同一の感覚様相であっても、赤と緑、温と冷、等々が直覚的に弁別されるし、同じく赤と言っても、紅と緋等々が“直証的”直覚的に弁別して覚知される。——この事実を説明するためには、基底的な感覚現相は単層的であってしかも自足的な特質を具えていると認めざるを得ないのではないか？そして、この“基底的感觉現相”を究竟的な「所与」と認めて出発するとき、現相的“平面”を超出する所与=“無”などという代物(「しろもの」のルビ)を要請する必要もなくなる道理ではないか。」67P

(対話⑦)「われわれとしても、右に謂う意味での“基底的な感覚現相”——それはわれわれが拡大して謂う“囟”の一斑なのだが——、これが“自足的な”弁別的特質を具えていることは承認する。だが、われわれに言わせれば、当の“基底的な感覚現相”が既にして自足的な「所与」ならざる「所与—所識」成態であって、この二肢的構制に俟ってのみ謂う所の「弁別的特質」の実態も厳存するのである。われわれが、二肢的二重性の構制を飽くまで指摘するのは、決して恣意的な論理的仮構ではなく、謂うところの“基底的感觉現相における自足的な弁別的特質”なるものの実態と存立構制をも説明しえんがためなのである。」67-8P

(対話⑧)「この間の事情を説述するためには、今やわれわれの謂う「現相の第二肢」たる「意味的所識」の側に即して討究の歩をすすめるなければならない。この作業を通じて、われわれは前節から持ち越した案件、すなわち、現相の汎通的な二肢的二重性の構制を確説するという課題の遂行をも期し得る。」68P

第三節 所知の第二肢性的所識

(この節の問題設定—長い標題)「現相の第二肢たる「所識」は、あくまで、「所与—所識」関係の「項」なのであり、それは「所与」が「単なるそれ以上の或るものとして覚識される」という関係規定性においてのみ「意味的所識」なのである。この第二肢的所識は、それ自身としては実在的(「リアル」のルビ)には、“無”とも言うべき非実在的(「イリュアール」のルビ)な存立態(Bestand, subsistence)にすぎないとはいえ、端的な無ではなくして、所与を一定の規定態たらしめる所以の謂うなれば積極的な“虚焦点”なのであって、且つ亦、“能記”的な所与に対する“所記”的な或るものである。「意味的所識」は“それ自身”の存在性格を追尋(「ついじん」のルビ)すれば——けだしこれを自存する存在体の如くに扱うとき“超時間的・超空間的”な形而上学的存在態として錯認される所以でもあるが——寔(「まこと」のルビ)に実在的な現相(これは「特個的・定位的・変易的」)とは対比的に「普遍的・非場所的・不易的な」存在性格を呈する理念的(「イデアール」のルビ)な妥当(Geltung)である。」 68-9P

第一段落——言語以前の基礎的な知覚場面に即して論考 68-75P

(この項の問題設定)「意味的所識が十全な広表(「こうぼう」のルビ)をもって問題になるのは言語が主題科される間主観的な場面においてであるが、爰では姑く、言語以前の基礎的な知覚場面に即して論考を試みておきたい。」 68 P

(対話①)「最初に、前節に謂う“基底的な感覚現相”が既にして意味的所識を“懐胎”(prägnieren)していることを指摘しつつ、鱧(やがては「所識」の存在性格(Seinscharakter)を見て行くことにしよう。——感覚のうちでも最も単純な部類と想われている色を例に採ろう。実験心理学の教えるところによれば、いわゆる“正常な視覚”を持ったヒトの場合、例えば四八〇nm(ナノメートル)の波長の光が刺戟として与えられた場合の色彩感覚と、五一〇nmの光が与えられた場合の色彩感覚とを、弁別的に覚知する。前者が「青」、後者が「緑」普通に呼ばれる次第であるが、色彩感覚はこのように即自的に分節化している。五七〇nmの光は「黄」に見え、六三〇nmの光は「赤」に見える、等々。このさい、命名的分類はもとより言語的文化活動による媒介的所産であるが、言語習得以前の乳幼児や、各種のサル、鳥やミツバチなどを用いての反応実験の結果から考えるに、色彩感覚の分節化的区別は感官生理学的な機制によって即自的に遂行されているものの如くである。この事実を皮相にみれば、光感覚はそれぞれ自足的な特質を具えていて、当の特質に即して弁別的に覚知されるのであるかのように思える。なるほど光の波長のスペクトルは連続的に分布しているにせよ、波長に応じた物理的刺戟の質が感受されてそれが色彩感覚質の素材的畜質をなすのではないかとの思念さえ使喉(「しそう」のルビ)される。だがしかし、四八〇nmの光だけでなく、それと波長の近い、例えば四五〇nmの光であってもやはり「青」に見える。」 68 P

(小さなポイントの但し書き)「尤も、波長の或る幅が単純に一括して同じ色に見えるわけではない。現に四八〇nmから同じく三〇nm距った五一〇nmの光は「緑」に見える。青・緑・黄・赤にそれぞれ対応する光の波長の幅は一定ではないのである。しかも、波長の或る長さの個所に識閾(「しきいき」のルビ)があって、そこを超えると別の色に見える。但し、この不連続的飛躍性は、光の物理的特性の“質的飛躍”に因るものではなく、感覚器官の

側の整理・化学的機構の選別的反応機制に基因することが知られている。」 68-9P

(対話②)「青と緑、緑と黄といった感覚質が識閾によって別種の質として異立(区別化)されるだけでなく、青なら青という色彩質が同立(類同化)されるわけである。勿論、類同化といっても概念的把握による類同視ではない。四八〇nmの光に続けて四五〇nmの光を与えると再認(同じく“青”として再認的同一視)されるとか、いわゆる「慣れ」(habituation)のため新規の現相とは覚知されない(この意味での消極的な同一視)とか、四八〇nmの光で条件づけた反射行動が四〇〇nm—五〇〇nmの光に対して斉(「ひと」のルビ)しく現出する(汎化)とか、こういう次元での同一視・類同視がさしあたり存立するである。(この間の事情は日本人がrの音とlの音とを同一視するのと類比的なところがある)。四〇〇nm—五〇〇nmの光が全く同一の「青」として同一視されてしまうわけではなく、現に「青」の内部で分化的覚知がおこなわれるようになる。しかし、あくまで一定の幅が付き纏(「まと」のルビ)うのであって、点的に精確な感覚質とやらが単離的に確定されるわけではない。そこで、いま、一定の最小限的な“幅”(すなわち、濃度・明度などの差異)をもちつつも同立されるギリギリの色彩感覚、例えば「純青」なるものに即して討究してみよう。この「純青」は前節に謂う“最も基底的な感覚現相”の代表的な一事例の筈であるが、これが純粹な素材的与件ではなく既にして「或るもの」として存立することは以下に見るごとくである。「純青」が断続的に再認するとき、純青という色彩感覚質が「再認」される。「再認」にあつては、先行せる現相と現前する現相とが同一視(再認的に同定)されるわけであるが、ここでの同一のもの(das Identische)とは何か? あの“最も基底的な感覚現相”たる“素材的与件”が当の同一者であると答えたがるむきもあろう。しかしながら、「再認」にあつては、素材的与件は別々であること(それゆえにこそ再認である!)、このことが覚識されているのではないか。ここでの論理構制は、それが「再認」であるかぎり、久し振りに会った友人を再認する婆などとも同趣である。そこでは、“素材的与件”たる直接的現相は旧時と現在とでは相違するにもかかわらず、同一の友人某として同定的に再認されるわけである。先行せる現前と現前する現前とが与件的には異貌であることがそこでは含意されている。同じ純青の再現といっても、一定の“幅”内での相違が許容される以上、論理構制上は友人の再認などと同趣の筈である。そこでの「同一者」は、現在相そのものでも過去相でもなく、これら二つの現相それ自身とは別の或る「同一なもの」、両現相(二つの素材的与件)が斉しくそれとして認知される或る同一なもの(etwas Identisches)でなければならない。こうして、「再認」における「意味的所識」たる「同一なもの」は素材的な現相的与件とは別の或るものである。——「再認」すなわち「再認的同一視」に即して右に誌した事態は、「慣れ」や「汎化」における「慣熟的同一視」や「汎化的同一視」についても mutatis mutandis (必要な変項を加えて)妥当するであろう。」 70-1P

(対話③)「人は、しかし、右の行論には飛躍があると指摘するかもしれない。再認の場合、先行現相と現前現相という二つの与件が必要条件であることは確かであり、そのかぎりでは別々の与件が存在すると言えるにしても、それら二つの与件が全く同一のものと覚知されるとしたら如何? 第三者的にみれば、なるほど、二つの与件は全くの同一態ではなく、一定の許容的差異という“幅”をもっているかもしれないが、当事主体本人には全く同一態の相で現前しているのではないか? もしそうだとしたら、与件的現相の相違性が覚知

されている“友人の再認”といった事例の構制とは同日の談ではない。嚮には、与件的現相の直接的な相違性を容認したかぎりで二つの現相的与件とは別な或る同一者が所識とされたのであったが、二つの与件そのものが当事者の覚知において全く同一とされている場合には、先のように与件とは別の同一者を立てる必要はなくなる、云々。このように指摘するむきが慥かにあり得よう。この思念においては“全く同一の現相的与件”なるものがその具えている自足的な特質の同一性ゆえに再認的に同定されるという立論へと到る。そして、慣熟的同一視や汎化的同一視の場合についても、同趣の議論が立てられる所以となろう。これは一顧に値する議論である。現相的与件の相貌上の相違性が覚識されている“友人の再認”といった事例と、与件的現相の相違性の覚識を“伴わぬ”再認以前の再認の場合とは一応分けて論ずるに値する。」 71-2P

(小さなポイントの但し書き)「(われわれとしては、しかし、事実の問題として言うかぎり、色彩感覚といった次元における再認の覚識においても、多くの場合、素材的所与現相は前後で“全くの同一態”とは覚識されず、一定の“幅”内的相違の意識を伴うのが普通であろうと思う。それゆえ、嚮の立論は必ずしも速断的飛躍ではないつもりであるし、für unsな議論という以前に、当事主体が直接的な再認の意識態においては先行現相と現前現相との相違性に気付かず両者を“全くの同一態”とみなしていたとしても、両現相の与件的相違態を反省的に対自化する以上は、論理構制上嚮の(“友人の再認”を引き合いに出した)議論は十分妥当すると考える。とはいえ、論者の指摘するごとは場合が絶無とは言い切れないかぎり、ここに勘案しておく次第なのである。」 72P

(対話④)「論点の焦点を見え易くするには、論者の指摘する“特殊ケース”の再認を殊更に再認という論脈で扱うことは止めて、端的に色彩感覚が現前しているという唯それだけの場面に定位するのが捷徑(「しょうけい」のルビ)であろう。というのも、所与現相がそれ自身の自足的特質によって当のそのものとし覚識されると称する論者の議論にあっては「再認」という機制は立論の焦点からもはや外れているからである。ここでの焦点は、現与の感覚現相が当のそのものとして覚識されていること、すなわち、現与の感覚現相がその自足的な特質の自己同一性に即して覚識されているという論点、この一事に懸る。——論者によれば、例えば「純青」がこの純青として覚識されるという単層的な事態が厳存するだけである。われわれとしては、しかし、次のことを指摘せざるを得ない。「純青」があくまで当の色(純青)であるのは、赤や緑からはもとより紺(「こん」のルビ)その他類似の色からも示差的対他的に反照区別されていることにおいてである。勿論、この対他的区別性は、われわれ第三者の視座からは汎通的であっても、当事主体本人にとっては一般には即自的な区別に止まり、それとしては現識されないのが普通である。とはいえ、当の所与感覚が一定の“幅”(許容的差異)をもちつつも同一(むしろ“同類”)の「純青」とみなされていることにおいて、それは既に他種の色と示差的に反照区別して措定された或るものであるということ、この構制を免れない。原基的感覚現相といえども、単なるその所与としてではなく、対他的な反照的区別態覚識されているのである。所与現相の自足的な特質の自己同一性なるものは、反面として、対他的な示差的区別性を伴っている。精確に言えば、併存的な反面として伴うのではなく、この示差的な対他的区別性との反照が謂うところの“自足的”“内自的”な特質なるものを規定しているのである。論者の謂う与件的色彩感覚「純青」

(勿論「純青」という概念ではなく、いまこの詞で指称している“与件”感覚)は一見したところ自己完結的な与件であるかにみえても、それが分節態(区別化的分出態)であるというまさにそのことにおいて、対他的な反照関係の一結節なのである。この反照的規定性は、赤とか緑とか、はたまた紺その他類似の色という“同位的”な示差的他者とのあいだだけでなく、いやしくも感覚現相が一つの“函”であるかぎり“地”とのあいだにも存立するということが銘記されねばならない。“地”との反照的区別ということが“函”たる感覚現相にとって少なくとも存在条件をなす。——以上のことまでは、すなわち、現相的与件なるものの特質が自閉的に規定されるのではなく対他的な反照性において規定されてあるということ、このことまでは認められるとしても、謂う所の“対他的反照性”における“周辺の他者”がそのままわれわれの謂う与件“以上の或るもの”であるわけではない。では、上述の対“他種”的な示差的区別や対“地”的区別ということが、“与件以上の或るもの”＝「意味的所識」の“懐胎”という論点とどう絡むのか？ われわれは対他的に反照区別されてある“与件の特質”なるものそのものに留目する。人々は、普通、与件そのものに固有な特質が具わっていて、その固有性に徴して対他的な区別もおこなわれる、という具合に発想する。そして、当の固有的特質には厳密には天上天下に唯一的に特有なもの(the unique)であるとすら考える。もしそのような“ユニークな与件”が現相的に現前するとすれば、当の所与現相はなるほど単層的であろう。だがしかし、論者たちの謂う“ユニークな与件、例えば“純青”を黄色を背景にして投光・観察してみるがよい。それは緑には見えても最早“純青”ではなくなる筈である。論者たちは、ユニークな与件なるものはその都度の感覚の場で言わねばならず、この場合には現前する緑が“ユニークな”つまり排他的に専一な与件となる旨を主張するかもしれない。この主張そのものは半ば認めてもよい。がしかし、われわれの論点は“純青”なら“純青”という自足的に固有なものがあるわけではないこと、論者たちが「自足的な固有性」と「外部的な他者」という相で考えている両契機は浸透し合っていること。対他的反照規定ということは、“与件の固有性”にとって外在的な事柄ではなく“固有的特質”と称されるものの謂わば“内的な”“懐胎的”規定要因であること、この点である。端的に言ってしまうと、論者たちの謂う“専一的な内自的固有性”なるものは、実際には、対“他”的反照の“函数”であり、決して自己完結的に自存するものではない、ということである。」72-4P

(対話⑤)「論者たちは、ここで右におけるわれわれの指摘を承服したうえでも猶、次のように反問するかもしれない。すなわち、原基的な感覚現相の“内自的に固有な特質”なるものがすでに対“他”的な反照の“函数”的規定態であるということ、この“函数”的な非媒介的構造成態であるということが「二肢的構造成態」の謂いであるのか？ ここでの「意味的所識」なる第二肢は一体何であるのか？ 論者たちは、現相がよしんば“函数”的規定態であれ、その“値”が一義的に確定しているかぎり、その“函数値”はユニーク(専一的固有)だと言いたがることであろう。われわれも、それが一義的に確定した“函数値”であることは認める。だがそれはあくまで“函数”の値なのであって、自存的な“数値”ではない。値としては同じであっても、それは単なる“数値”以上の“函数値”なのである。これは形式的な概念遊戯に類するものと誤解されかねないが、われわれは“函数”とそれの“特定値”という二肢的な区別を積極的に導入することによって、再認的同意や較認的

同定ということの可能性の条件を明らかならしめ、且つ亦、再認や較認という事実の存立機制を能く説明する。論者たちといえども、所与が“全くの同一態”である場合、すなわち“値”が全く同一な場合については、再認的同定や較認的同定を(“所与そのものの同一性”ということによって)説明することができる。しかし、現実問題としては、所与が“全くの同一態”であることは“例外中の例外”であることは措くとして、所与が偶々“全くの同一態”であれ、許容的差異を伴った与件であれ、齊しく「同定」されうる所以の同一者がわれわれの謂う「意味的所識」である。(翻って、論者たちのユニーク主義の立場では“全くの同一態”が複数個存在することは原理的には不可能な筈である。ここでは、しかし、“全くの同一態”として覚知され、現相的与件の差異性が覚知されない場合ということにして、論者たちに逃道を開けておこう。)」74-5P

(対話⑥)「偖、それでは、所与現相は相違するにもかかわらず、「同じもの」として再認されたり較認されたりするのは、何故また如何にしてであるか？ われわれの考えでは、両現相が“値”は異なっても一箇同一の“函数”のそれぞれ特定値として認知されるという構制、同じ“函数”として同一性が措定される構制、これに俟ってである。「同じもの」としての「意味的所識」、これが上来の“比喻”的立論において“函数”と誌してきたものにほかならない。これを以って、われわれは前掲の設問にも暫定的に答えた所以になると考える。」75P

第二段落——「図」の次元について“函数”的性格や「同定」の機制を説く 75-80P

(この項の問題設定)「われわれは、普通にはユニークな感覚質と思念されているものからしてすでに一種の“函数的成態”であること、再認的同一視・慣熟的同一視・汎化的同一視はもとより、いわゆる較認的同一視も論理構制上はそのことに負うて存立すること、このことを論定した。となれば、心理学的に所謂「図」の次元について“函数”的性格や「同定」の機制を説くことは今や容易である。」75P

(対話①)「ここでは、現相的分節態が「図」として呈するゲシュタルト性に主たる留意を払いつつ謂う所の“函数的成態”の性格を一步立入って規定し、以って「意味的所識」の存在性格を追尋するための縁(「よすが」のルビ)としよう。——ゲシュタルト的に分節化せる「図(「フィギュール」のルビ)は、その部分が変化しても「移調的」に“自己維持性”を示す。例えば、メロディーは、高音で奏しても低音で奏しても“同じメロディー”として聴き取られるし、ピアノで弾こうと笛で吹こうと、つまり、音質は違っても“同じメロディー”として聴こえる。一定の縞紋様は白黒であろうと赤緑であろうと“同じ縞紋様”に視て取れる。ここには諸“部分”的与件という“項”の値は変化・相違しても“全体”としての“函数”は同一のままという構制がみられる。」76P

(小さなポイントの但し書き)「——このさい便宜上“部分”と呼んだ契機は、それを終局的に押し詰めて行くと、嚮に“原基的な感覚”と呼んだものに帰一する。われわれは、要素的感覚主義に与することなく、「純青」といった“原基的な感覚”ですら一種の「図」であると主張する者であり、この“図”がすでに一種の“函数”的成態であることを上述しておいた。そして、今、狭義のゲシュタルトは感覚質という“項”から“成る”函数であるという表現方式を採った。しかるに函数の変項とは視角を変えて定式化すればそれ自身“函数”にほかならないことに鑑みれば、狭義のゲシュタルト的「図」は“函数の函数”であ

とすることもできよう。狭義の「図」は“感覚質”という“図”を下位の分節項とする一種の“錯図”(錯構造をもった高分子的・錯分子的な図)として扱うことも許される道理である。翻って、謂う所の“感覚質”が、上述の通り、すでに「所与—所識」成態であるから、今問題のゲシュタルト的「図」の次元は、基底的な「所与—所識」成態の上に立つ「高次(第二次以上)の所識」に位するということも出来る。——」 76P

(対話②)「議論の視界をもう少し広げよう。現相的世界の分節態は、亦、いわゆるゲシュタルト的な「恒常性」の傾動を示す。例えば、コップを口許から放して向こうに置くととき(反省してみれば、視覚上の大きさ・形状・色調が激変するのだが)、直接的な現相的所識態では、大きさも形状も色調もほぼ恒常であり、同じそれとして覚知されつづける。視覚以外の感覚様相にあっても、また、運動相などの知覚にあっても、現相的所識態がいわゆる「恒常性」の傾動を示すことは、実験心理学が豊富な事例を挙げて説く通りである。そして、このゲシュタルト的「恒常性」という全体性・統合性・恒一性の保持が剛体的に硬直的な自己同一性ではなく、前記の「移調性」と同一の構制になっていることは、更(「あらた」のルビ)めて喋々するまでもあるまい。」 76-77P

(対話③)「偕、「移調的恒常性」という現相的分節態＝「図」が汎通的に呈するこの事態は、その存立構制を分析してみれば、まさしく「所与—所識」の二肢的二重性の構制になっている。直接的な射映的与件たる現相的所与(これはすでに“図”としてのかの“函数”的成態なのであり、“原基的な感覚質”ですら既に「所与—所識」成態なのであるが、人々は通常このことに気付かず、射映的現相が端的な単層的与件であるかのように思念している)、これの変化・差異を覚知しつつも、人々は当の“所与”を 同一一つの或るものとして現識する。現相的所与の差異性の意識を伴いつつ意味的所識としての恒一性が現識されること、所与と所識との二肢的二重性に俟つこの事態が、いわゆるゲシュタルト的「移調性」「恒常性」にほかならないのである。」 77P

(対話④)「われわれがここで問題にしておきたいのは、現相的分節態＝フェノメノンの「移調的・恒常的」なゲシュタルト的恒常性の構制を支えるゲシュタルト的「所識」の特異な性格である。——その都度の現相的所知を一定値とった項から成る“函数値”、恒一的なゲシュタルト的所識を“函数”に比定すると論点が見え易いのであるが、その都度の現相的所知が「特異的」であるのに対して、恒一的なゲシュタルトとしての「所識」は「普遍的」である。けだし、現相的所知が射映的に特個的なその都度の値の相で諸々に定在するのに対して、ゲシュタルト的所識はそれら様々な相での“諸定在”を通じて齊しくそれ(同一者)なのであるから、特個的な諸相在(“諸定在”)を通ずる「普遍者」の位置に立つ所以である。」

77P

(小さなポイントの但し書き)「(普遍者と言っても、ここでの次元は、いわゆる概念的な普遍者とは径庭がある。とはいえ、例えば、複数個の円という図形群が、同じ(円)というゲシュタルト的所識たりうるわけで、ここでのゲシュタルト的普遍は諸個体群を包摂する概念的普遍と論理構制上は既に同趣である。いな、精確に言えば、いわゆる概念的「普遍」なるものは、実は、ここでのゲシュタルト的普遍の構制に俟って成立するものにほかならない。ここでは、しかし、いわゆる概念的普遍性の問題は姑く措くことにしたい。」 78P

(対話⑤)「ゲシュタルト的所識は「普遍」的であるだけでない。射映的な現相的所知が「変

易」するにもかかわらず。ゲシュタルト的所識は一貫して同じ当のゲシュタルトなのであるから、自己同一性を保持する「不易的」な或るものでもある。更に言えば、射映的な現相的所識は、よしんば想像的空間秩序中であれ、そして、確定的な場所指摘は仮令不可能であれ、ともかく一定の処に定位されているのに対して、ゲシュタルト的所識は謂うなれば「超場所的」である。「超場所的」というのは、但し、場所的規定性と全く無関係の謂いではない。或る意味では、ゲシュタルトは射映的現相のその都度の場所に在るとも言える。が、まさにそのことにおいて、ゲシュタルト的所識としては一箇同一＝単一であるものが、例えば、複数の円という図形群の一つ一つ(複数個所)に“臨在”するのであるから、(しかも、分割されて散在するのではなく自己同一性＝単一性を保っているのであるから)、射映的現相与件のその都度の場所に専一的に在るわけではない。単一性を保持しつつ臨在的に遍在するというこの意味において(換言すれば、場所的規定性端的に無縁という意味においてではなく)ゲシュタルト的所識は「超場所的」である。——こうして、射映的な現相的所識が「特個的・変易的・場所的」であるのに対して、ゲシュタルト的「意味的所識」は「非特個的＝普遍的・非変易的＝不易的・非定位的＝超場所的」である。われわれは、「特個的」「変易的」「定位的」ということが実在的(「レアル」のルビ)な存在性格の徴標とされていることに鑑み、ゲシュタルト的「意味的所識」は「非特個的」「非変易的」「非定位的」であるからして非実在的(「イルレアル」のルビ)な存在性格を有つと言う。尚、事柄としては非実在性の徴標の言い換えに過ぎないとはいえ、「普遍的」「不易的」「超場所的」という徴標に即するとき、それを理念的(「イデアール」のルビ)(これはプラトン流の「イデア的」)に因んだものであって、「観念的＝主観的心像的」の謂いではないことに注意されたい)と呼び換える。ゲシュタルト的「所識」は、この意味において、イルレアル＝イデアールな存在性格を呈する。」78-9P

(対話⑥)「右では、とりあえず、ゲシュタルト的「所識」の「恒一性」に即して「普遍的」「不易的」「超場所性」を立論したのであったが、省みれば、「函数」的存在態は一般論としてその諸「値」との関係で「普遍的」「不易的」「超場所的」なのであるから、ゲシュタルト次元での意味的所識に限らず、先にみておいて“原基的感觉”の次元における“函数”態的な所識も含めて、われわれの謂う「意味的所識」はイデアールな存在性格を有つ次第である。——但し、われわれは、イデアールな所識なるものが、プラトンのイデアの如くに形而上学の世界とやりに独立自存すると主張するものではない。「意味的所識」はあくまで「現相的所与」との相関規定なのであり、自存する存在体ではなく、実在的には“無”(非実在的)である。かかる非実在的＝“無”にすぎぬ「意味的所識」が、端的な無ではなくして積極的にその存立性を主張されうる所以については「間主観的」な存立構造の討究に俟たねばならないのであるが、ここでとりあえず次の弁証までは認められるであろう。それは、「所与」の異・同と「所識」の異・同とは明らかに別の現相的覚知事態であり、この事態の成立根拠として「所識」が現相的世界の積極的な規定要因と言われうることである。この言い方では抽象的に過ぎるかと思われるので、少々敷衍しよう。例えば「ルビンの杯」のごとき反転図形にあっては、“所与”は“同一”と覚知されるにもかかわらず、「横顔」として覚識するか「高杯」として覚識するかという「所識」の相違に応じて意識事態、現相事態は決定的に相異なったものとなる。“所与”は“同一”と覚知されているのであるか

ら、この現相的事態の相違はまさに「所識」の相違に負う筈であり、ここでは「所識」が明らかに現相的事態の積極的な規定要因を成している。これは所与＝同一、所識＝相違というケースであるが、逆にまた、例えば二枚の写真(一方は子供、他方は大人)を見て、単に相異なる別人と思いついでいる意識事態と、ハッと気がついて“同一人物だ！”と認知した意識事態とはおよそ相異なる。ここでは、“所与”はもともと相違しているのであり、「所識」も相異したままか「所識」が同一化したかということが決定的な相違を成立せしめる次第であって、「所識」が積極的な規定要因になっていることが肯げよう。こうして、意味的所識は、独立自存するわけではなく、それ自身としては非実在的ではあるが、端的な虚無ではないどころか、現相的世界を現にかく在らしめる積極的な規定要因なのである。(人は、ここで、意味的所識は、形而上学的存在ではないことは勿論として、物理的実在ではないが、一種の心理的存在ではないか、と考えるかもしれない。それに伴って、「所与」は物理的存在と思念される。このありうべき見解に対する批判的な決裁、いわゆる“物理的存在”および“心理的存在”なるものの何たるかを検討する次篇での論脈まで持越さざるを得ない。」79-80P

第三段落——“錯図”的な対象的個性という次元を視野に入れた討究 80-6P

(この項の問題設定)「われわれは以上、いわゆる“原基的な感覚”とされている次元、ならびに、ゲシュタルト的「図」の次元に即しながら現相的分節態＝フェノメノンにおける「意味的所識」のの契機を論考し、「所識」の存在性格にまで論及したのであるが、今や“錯図”的な対象的個性という次元を視野に入れて討究の歩を進めることにしよう。」80P

(対話①)「現相的分節態は心理学に所謂「図」という以上の相で覚識されているのが普通であり、対象的個性ないし個体的対象性とも呼ぶべき相貌を呈する。このさい、但し、対象性というのは必ずしも事物的な対象性の謂いではなく、個性性というのも必ずしも事物的な個性性の謂いではない。(事物的個性性や個体的事物性については第三篇に到って主題的に論及する予定である)。」80P

(対話②)「ここで個体的対象相というのは、現相的分節態＝フェノメノンが「地」から浮かび出た一つの分凝(segregation)態であるという域を超えて、即自的な持続相での一纏(「ひとまと」のルビ)まりを呈することを指す。持続といってもそれはもとより明確な時間性の覚識以前であり、一纏まりといっても明確な単一性(数的「一」性)の覚識以前のである。一纏まりの覚識は却って“部分”の“数多性”、下位的に分凝せる複雑性(“複雑性”)の覚識に支えられているといふこともできる。また、持続の覚識は剛直的な自己同一性の維持という意味での自同性ではなく、遷移的なないしディスポジショナルな変化位相の継起性の覚識に裏打ちされており、即自的には射映的別様相の可能性を含蓄しているといふことができる。例えば、柱時計が三時を打つのを聴くとき、一拍、一拍を個体的対象相で覚識する場合もあるが、普通には、三拍の下位的分凝から成る一纏まりの持続態の相で聴き取られる。時計の文字板も下位的な分節を含む一つの錯図的な纏まりの相で見て取られる。視覚的对象の場合は変化が目立たない折りには持続性の意識が薄い、それでもしかし、すぐに消失してしまうことなくそのまま覚識されつづけるであろうというディスポジショナルな予期相で即自的に覚識されているのであって、ここでもやはり、単なる空間的な個体的纏まりに止まることなく、持続性の覚識を即自的に含蓄している。視覚的に展らける

現相的分節態にあっては、持続的な個性(変易を通じての自己同一性)意識は反省的な省察を俟ってはじめて現識されるかのように思われかねない。が、それは“実験的”に凝視する場合のことであって、日常生活の現場においては不断に身体的運動相にある以上、視覚的对象の射映的現相は絶えず変易しているのが実情である。それにもかかわらず、人々はその都度の射映的「図」を一つ一つ一つの個体的対象として覚知してしまうことなく、射映的変易を貫通して一箇同一の対象が持続的に現前しているものと(普通には)覚識する。人々はこういう対象的個性＝個体的対象性の意識と相即的にそのものの「変化」を覚知したり、そのものを「再認」したりするのだと言えよう。ここで問題にしておきたいのは、射映的な変貌・異貌にもかかわらず、それらの諸相が別々の対象的個体とされてしまうことなく、一箇同一の対象として覚識されるということの論理的構制である。——ここでの問題は、変貌的・異貌的な射映的与件がそれ以上の(乃至は、単なる射映以外の)或るもの＝一箇同一の対象的所識として覚識されるという二肢的二重性そのことではない。また、謂う所の「一箇同一の(その同じ)対象」という「所識」がそれ自身としてはどの射映的与件でもイルレアル＝イデアールな存立態であることの追認でもない。これらの事項は爰で更めて立入るまでもなく嚮の論攷から容易に理解されよう。ここで問題にしておきたいのは、その都度の射映的与件とは別の一箇同一の“対象像”なるものが如何にして形成されるのかという点をめぐってである。焦点を見易くするために次の如き例に則して考えてみよう。個体的対象たる斑点なり、一匹の飼犬なり、黒田節なり一箇同一のそのものとして認知し、依って以って。同一の対象的個体として再認することを可能ならしめる一箇同一の対象像が如何にして成立するのか？」 80-2P

(小さなポイントの但し書き)「(尤も、黒田節といった音韻形象については、日常的には「以前に聞いたことのあるアノ音だ」という言い方、つまり個体的に同一対象の再現・再認であるかのような言い方をするが、“実際には”同類の“別個体”にすぎないという考え方もあり得よう。このことは認めるに吝かでない。がしかし、同類の別個体であるか、相貌的に類似な、裏返していえば、相貌的には多少相違するが一箇同一の個体であるか、これの区別は微妙である。例えば、われわれなら祖父とよく似た孫を祖父と別個体とみなすところ、或る種の未開文化では「死んだ祖父の生まれかわり」すなわち同一個体の再現とみなす。利根川は実体的に持続している一個体であるのか、瞬間ごとに別個体であって単に類似しているだけなのか。新陳代謝を続けていて(身体を形成している)物質原子が入れ変わってしまう動物は同一個体なのか、類似はしているが別個体なのか。質料主義的な観点からは、同一個体か別個体かということは相対的な区別にすぎない。というよりも、突き詰めれば、質料主義的な見地からは、万物流転するこの世では厳密な同一個性性ということがそもそも成り立たないのである。質料的な与件に定位するとき、変化相にある存在体については、個体的同一性ということが厳密には成立し得ない。さりとて、今日では、「形相」という個体的実体を云為するむきもまづはあるまい。個体的同一性、同一個性性ということが甚だ問題的概念であると言わねばならない。しかしながら、この件の主題的な討究と裁可は後論に譲ることにして、ここでは暫く“常識”的な準位に定位して議論を運んでおきたいと念う。」 82-3P

(対話③)「人々は、次のように“説明”したがるかもしれない。すなわち、現与の現相的相

貌とは別の所識としての“対象像”が形成されるのは、過去に於ける経験の記憶心像や想像心像が併せて喚起され、それら一群の知覚的・表象的な射映現相が比較・校合、分析・総合を施されることを通じてである云々。」83P

(対話④)「この議論は、しかし、論理構制を検討してみれば、論件先取(「せんしゅ」のルビ)・循環論法に陥っていることが判る。このことを簡略に指摘しておこう。喚起・利用される記憶や想像は、また、動員される知覚的射映は、何であっても宜しいというわけではない。全く別物(別の個体的対象)に関する記憶・想像・知覚であってはならず、それらはまさに当該の対象的個体に関するもの(当の個体的対象についての表象や知覚)でなければならない。では、当の対象に関するもの(と別個の対象に関するもの)の選別的蒐集(しゅうしゅ)は何を基準にしておこなわれるのか？ 現前するのはたかだか諸々の知覚現相や表象群だけである。ここでしかるべき選別的蒐集に成功しなければ、比較・校合も分析・総合とやらも始まらず、従って、固有の「対象像」が形成さるべくもない。選別の基準としてさしあたり考えられるのは類似性であろう。だが、単なる類似性では猫も虎も一緒になりかねないし、極端に類似している別個体も存在するのであるから、類似性ということでは個体的同一性は保証されない。一体、一群の知覚や表象を、一箇同一の対象に関するもの、同一対象的個体のそれとして、選別蒐集する基準は何か？ (論者たちがもし個体的対象自体の直覚的な認識可能性を説くのであれば話は別である。が、そういう対象自体の直截的な認知は不可能と認めればこそ論者たちは比較・校合、分析・総合を通じての対象像の形成を云々した筈である)。」83P

(対話⑤)「ここではまだ、対象像は未形成であり、対象像を先取してこれを選別的蒐集の基準とすることは許されない。それにもかかわらず、謂う所の選別基準は、結局のところ、“対象像”ないし現認されている“対象自体”を措いては在り得ない。当の対象的同一個体を基準にしてはじめて、当の個体の一相貌であるのか、よしんば類似的であれ、別個体の一現相にすぎないのかが、弁別されると云う論理構制になっている。射映的には変貌・異貌を呈するにせよともかく一箇同一の対象であることの認知が論理的にも事実的にも先件になっているのである。斯くして、論者の立場を認めるとすると、彼らの意向に反して、対象像を既に保有し、依って以って一箇同一の対象的個体として認知していることなしには、対象像形成のための前段的手続たる選別的蒐集すら成立し得ない! こうして、経験論的な“対象像の比量的形成”論の立場の主張では、経験的過程を通じて“対象像”が形成されるに先立って、あらかじめ当の(結果として形成される筈の)対象像が(当の対象像を形成するための素材群を選別的に蒐集する基準として)すでに保有されているという論件先取・循環論法に陥る次第なのである。論者たちはこのような悖理に陥る。——それでは、一体対象像形成の実態はどうなっているのか?」83-4P・・・先取りすれば、カントの先験的演繹論を共同主観性の形成論としてよみとっていった廣松共同主観性論に繋がる論攷

(対話⑥)「われわれの見解では、経験論的思念において主張されるごとき“対象像”なるものはそもそも形成されはしないのである。なるほど、例えば、自分の愛用している個体としてのペンなり、自分の飼犬なりについて、余り特殊な姿態ではないという意味で“標準的イメージ”ですら、一つの射映的表象であって、その都度の特個的な相貌と原理的には同格である。射映的な対象イメージは在っても、それとは別途の“対象像”などというも

のが独自の“心像”のかたちで存在するわけではない、現に与えられているのは特個的な射映的知覚ないし射映的表象(上記の“標準的イメージ”を含む)だけであり、それが端的に「あの個体的対象」(一つの相貌)として覚識されるのである。対象的個体としての覚知がもしなければ、所与の知覚的射映や表象的射映(“標準的イメージ”を含む)があつた対象的個体の一相貌として覚識されることもあり得ない。」84P

(小さなポイントの但し書き)「——慥かに、射映的相貌が泛かんでも、それが特定個体の一相貌として直ちには現認されない場合、反省的思考過程を経てはじめて特定個体として現認される場合、このような場合もある。だが、そのような場合でさえ、対象的一個体としての現認は直覚的に成就する。」84-5P

(対話⑦)「さりとて、一つの対象的個体＝個体的対象としての現認は、新鋭的な現相とは別の“像”が泛かぶことではない。別の“像”、例えば、“標準的イメージ”なり、回想的ないし予期的なイメージが泛かぶことがあつても、それは“副表象”たるにすぎず、その“像”とやらが個体的対象なのではない。射映的現相、回想的現相、予期的現相、これらは斉しく、それがあの対象的個体として現認される所与なのであって、一箇同一の個体的対象そのものという所識ではないのである。われわれとしては現与の相貌的現相が端的に一つの対象的個体(の一相貌)として現認されるという基礎的な事実定位すれば足りる。だが、格別な対象像など形成されることなく、それでいて、特定の対象的一個体(他の個体とは区別される一個体、しかも個性的特徴をもつた一個体)が直覚的に現認されるのは如何にしてか? その場合の「所識」たる「対象的一個体」とは如何なるものか? 当の対象的一個体を概念的にあれこれと規定することは勿論可能である。が、それもそれが一個体として措定されて初めて可能になることであつて、ここで問題なのは、概念的な事後規定ではなく、まさに与件が一つの個体的対象として現認される場面での所識である。この問題次元で言えば、現相的射映与件が単なるそれ以上の対象的一個体として現認されるのは、まさにあの「能記」的所与と「所記」的所識とのあいだの「所与—所識」関係の一位相としか言い様がなく、またそれで足りる。そして、ここでの「所識」たる対象的個体については、概念的な事後規定に先立つ今茲の場面では、変貌的・異貌的な諸相が一つのあのものとして斉しく覚識される「或るもの」としか言い様がなく、またそれで足りる。しかも、この「或るもの」＝対象的個体は、原基的場面では、比較・校合とか分析・綜合とかいった比量的な手続で形成的に認知されるのではなく、それに先立って端的に覚識されるのであるから、対象的個体というイデアールな「所識」の認知はアポステリオリではなくして謂わば“アプリオリ”である。」85-6P

(対話⑧)「われわれは、「意味的所識」なるものを実在的には“無”たる非実在的(「イルレアル」のルビ)な存立態にすぎないと規定するのであるから、対象的個体という所識が実在的(「レアル」のルビ)にアプリオリな形象であるなどとは無論主張しない。しかしながら、対象的個体というイデアール＝イルレアルな所識が“対象像”ならざる当体的対象の概念的規定態の形成にとって先行的に認知されているという論理構制上の事実(この先行性を認めないとあの経験論的立場に即してみた循環論法に陥るといふ事情)に鑑みて、対象的個体性という所識の論理的アプリオリ性をわれわれは認める。ところで、「所識」のこの論理的アプリオリ性は、“原基的な感覚質”の特質的個性やゲシュタルト的「図」の特個的

一者性という問題場面においても mutatis mutandis (必要な変項を加えて) 妥当することは、行論の論理構制を省みれば更めて詳説するには及ばないであろう。——こうして、「意味の所識」は「普遍的」（といっても、特個的なその都度の現相的射映を通じて齊しくそれであるという意味での普遍性に爰では止まるのだが）、「不易的」（現相的には変易しても所識としては自己同一性を維持する）「超場所的」（所与的現相は場所的であるが、所識としての「対象的個体」は“場所的”変化を呈する現相的“諸相在”に“臨在”するという意味で「対象的個体の所識的契機」それ自身は、具体的な個体的対象の場所的定位性とは異なり、超場所である）という理念的（「イデアール」のルビ）=非実在的（「イルレール」のルビ）な存在性格を呈するだけでなく、認識論的には経験的・比量的な認識に先立つ「論理的アプリアオリ性」を示す次第である。」 86P

(対話⑨)「現相的世界の対象的分節態の所識には、以上で幾つか載り出した象面以外にまだ多くの次元がある。がしかし、その追認と整序は後論の課題として残し、ここではとりあえず現相の第二肢たる「意味の所識」のイデアリテートならびに論理的アプリアオリテートを確認したところで、一旦、議論の視軸を他に転じておきたいと念う。けだし、そのことが現相的分節態の二肢的両契機を立入って規定するためにも要件をなすからである。」

86P

(編集後記)

◆もう 12 月に入りました。発刊をどうしていくか迷いが生じていましたが、『存在と意味』の読書メモの 1 回分（一章分）が膨大になっているので、分割することにしました。それで、前回予告したように、来年 1 月の初め、3 日はお休みにするのですが、2 月以降 2 回の発刊は少なくとも『存在と意味』の読書メモが終わるまでは続けます。3 日と 18 日です。

◆巻頭言は、急遽兵庫県知事選をとりあげました。戦後すぐの頃は、労働組合や左翼対策として暴力団や極右勢力の暴力や威圧を使うということが横行していたのですが、労働組合潰しが進み、新左翼も押さえ込み、暴力団新法なるものも成立させ、運動への暴力的な対応が減っていたのですが、またぞろ、ナチの突撃隊的な動きをするファシスト的な動きが出て来ています。ナチの手法はデマを拡散して、民衆をファシズムに捲き込んでいくということです。公選挙でそんなことが行われるとき、それを放置することは、まさにファシズムの登場を許すことです。デマを徹底的に暴き、そのことをこちらの側で拡散させていく必要があります。警察・検察がいくらなんでも動くと思われませんが、民衆の側でも、ファシズム論のとらえ返しをきちんと押さえたところで、対抗していくことを考えねばなりません。

◆読書メモは、『存在と意味』の二回目です。「編集後記」の冒頭にも書きましたが、一回分がかなり長くなっているのです、すでに書き終えた分はそのままにしますが、これから書く分は分割します。一節が三節なので、一節ずつか、二節と一節に分けるか臨機応変に分割掲載します。

◆兵庫知事選の話の続きです。SNSのデマの発信に乗ってしまうひとの心理のようなことの恐ろしさを感じています。わたし自身の反省もいくつかあります。小泉純一郎元首相が「自民党をぶっ潰す」とか出てきた時に、改革的なことを感じ、「所詮保守だけど、それは評価できる」とか思いを持ったのですが、今日的には、小泉純一郎元首相がやっていたのは、まさに新自由主義的な動きとしてあり、そのことが何を意味するのかをとらえ返したとき、自らのとらえ返しのなさを恥じていました。ですから、わたしが反原発の運動に参画しつつ、東京都知事選で、細川—小泉連合が出てきたとき、小泉元首相が反原発に転じていたとしても、とてもそれを支持できるわけが無かったのです。わたしの失敗を更に吐露するのですが、参議院東京選挙区で三宅洋平候補に投票しました。ただ単に自公政権に東京選挙区で過半数を取らせないとして受かりそうな反政府の候補に投票したのですが、選挙が終わって直後に、三宅さんが安倍昭恵首相夫人を沖縄に案内した事件が起きて、自分の無節操さを恥じました。それから、きちんと事態をおさえ行動していこうという思いを強くしています。今回、兵庫知事選で立花孝志N国党首の動きがあります。N国党はそもそもNHKの公共料的金問題で、多くのひとが感じる「おかしい」という民衆の意識に依拠して登場してきたポピュリズム政党ですが、国政政党は、いろんな政治課題にどういう方針を出すのかが、テレビの党首討論などで必要になってきます。そこでの、意見を聞いていると、どうも極右的な面もあるのではと感じていたのですが、今回の兵庫県知事選で、その馬脚をはっきりと現しました。N国党の立花党首はまぎれもなく極右＝ファシストです。ファシストの要件は、①国家主義・超国家主義②差別主義③情報隠蔽と情報・イデオロギー操作の三つをわたしは挙げています。兵庫知事選の後で、記者会見を開き、その中で記者の質問とのやりとりの中で、立花N国党首の「脅迫」行為の中で、議員を辞めたひとまで出ていたのですが、それに対して、「国のために死ぬ覚悟のない議員は辞めるべきだ」とか発言をしていました。思わず笑ってしまいました。最近でできたデータでは、「国のために戦争に行く」という国際比較で日本は最下位なのです。そのことの判らぬポピュリズム政党の党首が極右的＝ファシスト的馬脚を現したのです。こんなひとは政治の世界から追放しなければなりません。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起して

います。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされてきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害一反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>